

令和 3 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 3 年 6 月 2 2 日
- ・ 開 会 令和 3 年 6 月 2 2 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 6 月 2 3 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課参事	建設課参事
移住・定住支援室長	住民福祉課長
住民課長	総務課主査

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第2回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和3年6月22日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	小堀弘樹	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和3年6月22日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和３年５月２１日～令和３年６月２２日》

- | | |
|-------|--------------------------|
| ５月２１日 | 第３回総務厚生・第３回産業建設文教合同常任委員会 |
| ６月　４日 | 大空町交通安全防犯推進委員会総会 |
| ９日 | 第４回総務厚生・第４回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第４回総務厚生常任委員会 |
| | 第４回産業建設文教常任委員会 |
| １３日 | 藻琴山山開き並びに安全祈願祭 |
| １５日 | 女満別空港整備・利用促進協議会総会 |
| １６日 | 第３回議会運営委員会 |
| ２２日 | 令和３年第２回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 ただいまから、令和 3 年第 2 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、1 番、後藤忍議員及び 2 番、三條幸夫議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、8 番。おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告します。本定例会を開催するにあたり、6 月 16 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 3 人、町長から提出されております案件が 18 件であります。その内容は、同意が 1 件、条例改正等の議案が 13 件、補正予算が 4 件であります。このほか、議会提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 6 月 22 日に開会し、6 月 23 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしました。

その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 23 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 23 日ま

での2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町長 おはようございます。令和3年第2回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

4月1日から6月7日までの間、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を随時開催してまいりました。緊急事態宣言等に伴う対応、町内で陽性者の確認があったための対応、そしてワクチン接種にかかる対応などを協議してまいったところでございます。

町民の方々に対するワクチン接種は5月17日から高齢者を対象に、町内の医療機関におきまして個別接種でスタートいたしております。

その後、町内在住の医療関係者のご協力を得られる目途が立ちましたことから、あす6月23日以降、女満別研修会館を会場に集団接種を実施することといたしました。これによりまして、高齢者の皆さんの接種は7月末に完了が予定できます。

さらに、その他のの方々におきましても、6月上旬には接種を開始できるとなったところでございます。ご協力をいただいております、関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

3月16日から19日まで、また、この後、3月の23日、4月の13日から15日にかけて、航空会社等を訪問いたしました。東京、札幌、大阪等に出向きまして、日本航空、全日本空輸、AIRDO、ピーチアビエーションなどの航空会社を訪問させていただいたところでございます。路線の

開設でありますとか職員の派遣、また旅客動向の現状と見通し等について情報交換、意見交換をさせていただきました。

3月21日は、北海道女満別高等学校町立移管記念式典に出席いたしました。女満別高等学校は昭和26年、1951年、町立としてスタートし、昭和56年の1981年に道立移管となりました。この間30年間、町立の学校として運営をしてきたところであります。それから、40年間を経まして、令和3年、2021年に再び町立へと移管することとなったわけでございます。

3月22日は、北海道教育委員会を訪問いたしました。大空高等学校の開校に向け状況の報告、また、協力をいただきましたことに対するお礼、そして今後さらなる支援を要請するために北海道教育委員会教育長と面談をさせていただきました。

3月23日と24日は、町政懇談会、ふれあいトークおおぞらを開催いたしました。23日は、東藻琴地区を会場に21名、24日は、女満別地区を会場に38名の参加をいただきました。本年度は、各自治会単位ではなく、自治会のご理解のもと、両地区2カ所での開催となったところでございます。さまざまなご要望がありましたが、やはり道路整備などに対する要望が多い印象を受けたところでございます。

3月24日は、大空町民自治推進委員会を開催いたしました。見直しの諮問に対しまして、委員会としてのご答申をいただき、事務手続を加えまして、本議会において、自治基本条例の改正について、提案をさせていただいたところであります。

3月25日は、大空町ことぶき大学卒業式・修了式を実施いたしました。

3月27日は、女満別誕生100年記念式典、昨年実施予定でありましたが延期しておりましたこの式典を3月27日に開催したところであります。大正10年、1921年、当時の網走町から女満別村として分村後100年を迎えるということとなりました。改めて先人の方々のご労苦に感謝を申し上げたいと存じます。

同日の午後、阿寒摩周国立公園活性化に向けた摩周エリア観光資源磨き上げ連携協定締結式に出席いたしました。弟子屈町で開催されたものであります。この締結式には、環境副大臣また北海道選出、地元の国会議員の方々の出席もありました。私どもは公園のエリア内となるために立会人としてご案内をいただき、出席をしたものでございます。

3月29日は、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。私からは、公共施設の量的な水準、こういった施設がどのぐらいの量あればいいのか、さらに事業の広域化、そして町民の皆さんに対する負担とサービスのあり方各種事業の選択や優先度、統合についてご検討いただくようお願いをしたところでございます。

同日、ウェブ会議ではございますが、北海道内7空港の一体的運営に関する協議会に参加をいたしました。コロナ後を見通しまして、現状何に対して取り組んでいくのか、地元としての努力も必要であるということ発言させていただいたところであります。

年度が変わり4月になりました、4月9日でございます。北海道大空高等学校開校式・入学式を挙行いたしました。旧女満別高等学校、旧東藻琴高等学校の在校生、そして新しく大空高等学校に入学した新入生を迎え、式を実施したところであります。

4月15日は、東京に出張いたしました。その中でニューノーマル時代の暮らし・まちづくり研究会というものに出席をいたしましたところであります。コロナ後の社会のあり方を展望する研究会でございまして、自治体としては唯一大空町が参加をしております。この中でさまざまな企業、また団体の方々と意見交換をすることができました。

この出張に際しまして、4月15日、全国道の駅連絡会理事会、これもウェブ会議でございしますが、東京において出席をいたしました。現在、全国連絡会の理事をさせていただいております。会議の案内をいただきましたが、東京出張中であつたために、この連絡会の東京の事務局に出向きまして、全国のその他の役員の方々とウェブ上で会議を行い、参加をしたわけでございます。

4月19日は、大空町ことぶき大学入学式・進級式を実施いたしました。近年、新入生が少ないのが課題となっております。本年度は2名でございました。

続きまして、4月20日から22日にかけて、さまざまな総会が札幌市で行われました。北海道道路整備促進協会通常総会から、北海道電子自治体共同運営協議会定時総会、これらにつきましては4月22日開催の北海道町村会の定期総会の日程に合わせて行われているものでございます。それぞれ出札をいたしまして、出席をしたところでございます。いずれも、令和2年度の事業報告、決算、令和3年度の事業計画、予算について決定するとともに役員改選などを行いました。さらに、それぞれの会議におきましては、北海道関係部局から職員に来賓として参加をいただき、情報提供をいただいたところでございます。

4月22日、北海道町村会定期総会が、開催され、私も出席をいたしました。本年度の活動方針を決定するとともに、役員改選が行われまして、会長に棚野白糖町長を再選したところでございます。

5月2日は、令和3年成人式、本来であれば1月予定していたものを延期いたしておりました。コロナ感染防止対策を講じながら、5月2日に実施をしたものでございます。53名の出席をいただきました。今回は特に父母の皆様にもご理解、ご協力をいただいたところでございます。

5月3日は、芝桜まつり、出席者を縮減し、2年ぶりにオープニングセレモニーを実施いたしました。しかしながら緊急事態宣言が発令されたため、残念ながら5月17日から同公園を閉園することとしたところであります。

5月13日は、ウェブ会議におきまして、オホーツク地域づくり連携会議北網ブロックが開催され、出席いたしました。私からは企業力と地域の行政が結びつき、まちづくりを展開する大切さについて発言をさせていただきました。

5月25日、交通安全防犯推進委員会役員会、これもウェブ会議で実施いたしました。6月8日開催の総会議案について了解をいただいたところでございます。

5月26日、これもウェブ会議で、大空町農業担い手育成センター総会を開催いたしました。昨年は、書面の開催でございましたが、本年は形的には総会を実施したというところでございます。コロナ後を見据えました事業計画についてご承認をいただいたところであります。

5月31日は、これもウェブ会議におきまして、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。令和3年度の税率の改正について、答申をいただき、本議会に条例改正案を提案させていただいたところであります。

5月31日同日、大空町農業再生協議会通常総会を開催いたしました。JAめまんべつ管内で取り組むドローンの導入事業について、承認するとともに、ビーンズファクトリーの貯蔵施設容量の不足に伴い増設が必要との報告があったところでございます。

6月1日、ウェブ会議で北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会の総会が開催され、出席いたしました。端野高野間の整備促進と女満別空港網走間の事務手続きの推進について、活動していることを確認したところでございます。

6月2日は、北海道町村会理事会がウェブ会議で開催されました。補正予算案の承認、常務理事の同意、そして中央実行運動の時期などについて協議を行ったところでございます。

6月4日は、ウェブ会議におきまして交通安全防犯推進委員会総会を実施いたしました。防犯カメラの設置などについて検討していくことを確認したところでございます。

以上でございます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様、おはようございます。

現在も残念ながら、北海道においては、新型コロナウイルスの感染者が多く発生しており、20日まで緊急事態宣言が発令されるなど、いまだに予断を許さない状況が続いております。私たちの町においても緊急の感染対策として、飲食業の時間短縮、公共施設の休止、イベントや行事なども中止となり、多くの方に影響が出ております。少しでも早く新型コロナウイルスが収束をし、以前のような日常生活を取り戻せることを心より願っております。

それでは通告に従い、一般質問に移らせていただきます。他の方の質問と重なることがありましたらお許しいただきたいと思っております。

最初の質問は、女満別農業構造改善センターについてです。女満別農業構

造改善センターは、新農業構造改善事業、昭和58年公開B755号農林水産事務次官通達に基づき、町民が健康で生産に励み、明るく豊かな生活を営むことができるように、平成元年に現在の位置に設置がなされました。運営については、指定管理者制度で現在は女満別福祉会に運営をしていただいております。施設の特色としては、入浴施設があり気軽に日帰り入浴が楽しめる源泉かけ流しの公衆浴場があります。泉質は、ナトリウム炭酸水素塩化物泉で無色透明でつるつるしっとりとした入浴が楽しむことができます。効能としては神経痛、筋肉痛、五十肩、運動麻痺、慢性消化器病、関節痛、慢性皮膚病、疲労回復、慢性婦人病、冷え性等についてです。

施設内には、畳などの設備もあり休憩なども行えます。入浴後に休むこともでき、また研修室4室と農業者相談室も備えており、会議や講習会等でも利用することができます。町の避難所にも指定されており、実際に災害があったときに使用されたこともあります。そのように町の施設として大変重要な役割を果たしておりますが、設置されて30年以上経過しており、施設や設備の老朽化も進んできています。

今後、改修や設備の更新も必要になってくると考えられますが、このことについて何か計画などを持っておられるか。

また、現在の利用者の方の推移、収入などについてもどのようになっているのか、併せて町長よりお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、子どもたちの読書活動推進の取り組みについて質問をさせていただきます。平成13年12月に子どもの読書活動推進に関する法律が公布、施行され、子どもの読書活動が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであるということが記されています。また、同法に基づき報告された子どもの読書の活動に関する基本的な計画の中では、読書は子どもたちが自ら活動し、行動し、主体的に社会の形成に参画していくために、必要な知識や教養を身につける重要な契機となると、そのように記されております。読書活動は、知的活動の基礎であると同時に、人格の完成、能力の伸長、社会参画を促すものであるとされております。北海道子どもの読書活動推進計画では、北海道すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることと記されております。家庭、地域、学校等の関係機関が一体となり、社会全体で自主的な子どもの読書活動が推進されるよう環境整備に積極的に取り組んでおります。大空町においても、子どもの読書活動に関する問題や課題等を把握し、地域全体が一体となり、子どもの読書環境を計画的に整備、推進していく必要があると思いますが、我が町ではどのような取り組みをされているのか、教育長よりお聞かせいただきたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきますので、1点目については町長より、2点目については教育長よりお答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。大空町には公営の温泉施設が2カ所ございます。その一つが、女満別農業構造改善センターで平成元年度に設置した施設でございます。当時、町内の公衆浴場が廃業される予定で、町内公営住宅、そして一般住宅、家庭にもお風呂がないというところがありましたことから、銭湯の代わりとして整備された施設でもございます。

本施設は、公共施設等総合管理計画において継続する施設としておりますけれども、総合計画において具体的な改修計画までは計上していない状況でございます。近年における改修、十分しておりますけれども、その状況や設備の更新の状況、利用者数、収支の状況については、担当者からご説明を申し上げますたいと存じます。

以上でございます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 上地議員からの子どもたちの読書活動についての一般質問にお答えを申し上げます。

議員からのご質問の中で上位法についてのご説明がありましたけれども、重複しますが、平成13年に制定された子どもの読書活動推進に関する法律に基づき、国は、平成30年度に第4次となる子どもの読書の推進に関する基本的な計画を定めるとともに、北海道においても、平成30年3月に第4次となる北海道子どもの読書活動推進計画を策定し、計画的な読書活動の推進が図られているところでございます。

本町においても、国及び北海道の計画の趣旨を踏まえ、平成30年3月に第3次大空と子どもの読書活動推進計画及び大空町図書館第3期5カ年計画を策定しております。第3次大空町子どもの読書活動推進計画では、本町における子どもの読書活動の現状と課題を明らかにするとともに、家庭、地域、学校、図書館が計画的に取り組んでいく具体的な読書活動の施策、事業を定めております。また、大空町図書館第3期5カ年計画では、二つの町立図書館のハード、ソフト両方の環境整備方針や図書館サービスの充実に向けた取り組み施策などを定めております。町ではこれら二つの計画に基づき、計画的な読書活動や図書館活動の推進に努めてきており、図書館の運営については、一般財団法人大空町青少年育成協会を指定管理者として指定し、これまで運営にあたっていただいているところでございます。

次に、本町が取り組んでおります子どもたちの読書活動の内容について申し上げます。

家庭における読書の習慣化の取り組みとして、図書館では生後7、8カ月の乳児健診の機会に併せて、図書館職員から保護者に対しお勧めの本を紹介したり、絵本のプレゼントを行うブックスタート事業を行っております。幼児のときから本に馴染み、図書館を身近に感じてもらうとともに、読み聞かせなど親子の触れ合いの時間を通して本好きな子どもに育ててくれることを期待しております。読み聞かせボランティアの協力を得て、児童センターや学校、図書館などさまざまな場所で読み聞かせの取り組みも行っていま

す。また、親子で日常的に本を読む家読運動も奨励しており、家庭で読書に親しむ環境づくりを進めています。

地域における読書環境づくりとしては、図書館への関心を高める取り組みとして、児童生徒の保護者を含めた住民向け講座や図書館フェスティバルといったイベントを企画するなど、読書活動や図書館活動の普及啓発に努めております。子どもたちの発達段階に応じた読書活動の取り組みとしては、町内の小・中学校をはじめとして、幼稚園、認定こども園、児童センター、住宅団地などに移動図書館車が定期的に巡回し、配本、貸し出しを行っており、本への興味関心が高まり、読書習慣の定着につながるよう子どもたちへのアプローチに努めているところでもございます。

学校内での取り組みとしては、他市町村に先駆け平成24年度から大空町の独自事業として、図書館司書の巡回配置事業を行っており、図書館司書の指導助言に基づき、学校図書館環境の整備充実を図るとともに、児童生徒の読書傾向の把握、分析を行った上で、学年に応じた推奨図書を紹介するなど、学校図書館活動の活性化や読書活動の推進に成果を上げております。

また、教職員との連携を図り、教科学習や調べ学習のための支援も併せて行っており、授業や各種教育活動の質の向上にも貢献していただいております。さらに学校では、朝読書や休み時間を利用しての読書活動にも積極的に取り組んでくれており、長文を読み解く力や、作文能力の向上などに結びつくことを期待しているところでもございます。

その他、上地議員からご質問がありました、図書館、学校図書館及び移動図書館車の過年度の利用状況でありますとか、図書館司書の巡回配置事業につきましては、この後担当職員からご説明をさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からは、施設の利用者、収支及び改修などの状況についてご説明いたします。

まず、施設の利用者数につきましては、入浴者数が平成30年度が3万9,709人、令和元年度が3万9,584人、2年度は3万2,080人となっております。研修室等の施設の利用者は30年度が3,538人、令和元年度は3,407人、令和2年度は、887人となっております。

収支の状況につきましては、指定管理者が受領しております入浴料及び研修室の施設利用収入が、平成30年度は813万6,000円、令和元年度が808万2,000円、2年度が702万4,000円です。支出の状況につきましては、町が支出しております指定管理料が、平成30年度は841万9,000円、令和元年度は860万2,000円、2年度は954万3,000円で、また施設の改修工事費、修繕料等の支出が平成30年度は73万7,000円、令和元年度は1,051万6,000円、令和2年度は150万6,000円となっております。

改修などにつきましては、浴室の床の滑り止め工事を平成21年度、平成

26年度に実施しております。また、近年で申しますと、更新工事といたしまして、令和元年度にボイラーの取り替え工事、非常用設備LED化工事、また、自動券売機の更新を実施し、修繕工事といたしましては、令和元年度に玄関タイルの張り替え工事、2年度にはボイラーの配管取り替え工事などを実施して対応しているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇議 長 菅野生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 私からは、過去3年間の大空町図書館、移動図書館車、小中学校図書館の利用状況、学校図書館巡回司書の活動についてご説明申し上げます。

まず最初に、女満別図書館及び東藻琴図書館を合わせた利用件数と貸出し冊数について申し上げます。平成30年度は、9,197件で5万903冊となっております。令和元年度は、7,941件で4万8,465冊。令和2年度は6,781件で4万3,363冊となっております。過去3年間の実績では、令和元年度の利用件数は対前年度の1,256件減で13.7%減、貸出冊数は2,438冊減の4.8%減、令和2年度の利用件数は対前年度の1,160件減の14.7%減、貸出冊数は5,102冊減の10.6%減となっております。

減少の要因としましては、新型コロナウイルスによる図書館の閉館による減と東藻琴生涯学習センター内で活動していた児童クラブが平成31年1月に開設されたのんきっず館へ活動移転したことにより、クラブ会員の図書館利用が減ったことが要因となっております。

次に、一般図書館利用者内の高校生の利用件数及び貸し出し冊数の状況について申し上げます。平成30年度は43件で134冊、令和元年度は26件で51冊、2年度は42件で95冊となっております。高校生の図書館利用は余り多くはない状況となっております。生活実態として高校生は放課後部活動や生徒会活動に取り組んだり、塾などに通っているほか、携帯電話もほとんどの生徒が所持しており、それらを使って情報の入手も手軽にできることから、図書館を利用する方も一部にとどまっているように推測されるところでございます。

続きまして、移動図書館車の貸出し状況についてご説明申し上げます。平成30年度は1,858件で4,685冊、令和元年度は1,529件で4,396冊、令和2年度は1,200件で3,390冊となっております。例年4,000冊台の貸出し実績でございますが、令和2年度は3,000冊台に減少しております。新型コロナウイルスの影響を受け、移動図書館車の運行を休止したことによるものでございます。

続いて、町内の小中学校における学校図書館の貸出し状況をご説明申し上げます。町内の小学校の学校図書館の貸出し状況でございますが、平成30年度は1万1,224冊、令和元年度は1万830冊、令和2年度は10,780冊となっております。

次に、町内中学校の学校図書館の貸出し状況ですが、平成30年度は2,402冊、令和元年度は1,867冊。令和2年度は1,977冊となっております。

小学校の貸出し冊数は、年間約1万1,000冊と横ばいの状況が続いてございます。中学校につきましては、やや減少傾向にあるものの、コンスタントに2,000冊弱の貸出しが行われているところでございます。

次に、学校図書館巡回司書の活動についてご説明申し上げます。平成27年4月に学校図書館法の一部改正があり、一定規模の学校に配置されている司書教諭の他に、新たに学校司書を置くことが努力義務とされました。大空町では国に先駆け、平成24年4月から町内の学校、幼稚園へ図書館司書を巡回配置する事業に取り組んでございます。具体的には通常図書館に勤務する図書館司書を町内の小中学校、幼稚園、認定こども園に定期的に派遣し、学校図書館のレイアウトの変更や図書の展示方法の指導をはじめ、読み語りやブックトーク、読書ビンゴやビブリオバトルなどの実施など専門的な立場から、学校図書館活動にさまざまな指導、支援を行ってございます。令和2年度では年間延べ316回の訪問実績があり、子どもたちの読書活動の充実のもとより学校図書館環境の改善に成果を上げているところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇議 長 3番上地議員

◇上地議員 はい、3番。改めて質問したいと思います。

1点目について担当の方から利用者の推移、指定管理料、そして修繕の力所についてもお聞かせいただきました。特に令和元年度、ボイラーの更新、令和2年度に関しては配管を新しくした、自動券売機も導入したということもお聞かせいただきました。

その中で改めて質問したいと思いますが、実際に約30年経過している施設なので、視察に行って指定管理者の方とお話をさせていただきました。やはり修繕する力所がここ最近多数出てきていると。実際に施設の中を見ても、浴槽内についても浴槽のタイルが剥がれていたりとか、ひびが入っていたり、また浴槽の窓についても、サッシが汚れて腐食していたりとか、窓も掃除という段階では無く茶褐色に変色してしまっています。また1階のホールについてもつり上げ式の電球が2つありますが、実際16の電球のうち3つから5つぐらい時間がかかってつくのですが、それしかつかないと。また、実際に職員の方も地震のときに揺れて大変怖かったと話をしておりました。指定避難所ということもありますから、そういうものも取り替える時期になっているのではないかと思います。

また、指定管理のほうも、1回の修繕10万円以下であっても何回も積み重なると多くの金額になってしまうと。確かに適時修繕はしていただいているのですが、私自身、実際に見てもう少し早期にしなければいけないものもあるのではないかと。実際に外壁とかを見てみると、ヒビが入っているところもありますし、それだけではなく木の手摺りが腐食していてとても使えるよう

な状態じゃないと感じました。果たしてそれでしっかり改修しているのか、修繕をしているのかと言われたらちょっと疑問を呈するんですね。

また、指定管理のモニタリングの方も確認させていただいて、利用者の意見、要望について即座に連携して取り組んでいくというふうに言われておりますが、実際に洗い場の床が滑りやすいと。平成21年度と26年度に床の施工をしているということを聞きましたが、指定管理と確認したところ、実際に転倒されている方もいらっしゃいます。実際に高齢の方も利用していますし、障がい者の方も利用していますし、もう少し配慮したものがいいのではないかと思います。26年度ですから、もう5年以上経過しているんですね。だから改めて考えていかなければいけないのではないかと思います。また、浴室のトイレも幅が狭くて杖とか歩行具などを使うと入れないような狭さです。実際に入ると分かりますが、手すりなどもしっかり配慮し、将来的な障がい者の方の更衣スペースなども検討するべきではないかと、そのように思っております。そのことについてどのようにお考えなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大変ご迷惑をお掛けしておりまして、この場を借りて改めてお詫びを申し上げたいと思います。

現在、先ほど言いましたように具体的な改修計画まで持っているわけではございません。しかしながら、先ほど議員のご指摘にありましたように床が滑るなど、平成21年、26年にそういった防滑と言うのでしょうか、滑り止めの施工などもしておりますが、一定程度の年数も経っております。そのほかにも傷みも激しいということもございます。現在別なことで休館状態になっておりますので、この機会に職員、併せて指定管理者の方々と総点検をさせていただきたいと思っております。

そういった中で、これらの施設の改修計画、どのようにすればいいかということについては議論をしてまいりたいと思っております。直ちにしなければならぬこと、できること、そういったものといろいろな議論を経て、将来の施設のあり方なども考えた中で、改修をすべきものなのか、そういった議論も必要になってこようかと思います。それらを考えてみたいというふうに思います。もうしばらくお時間をいただければと思います。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 休館中に総点検をしていただくということであったので、ぜひ指定管理者とも協議をしながら行っていただきたいと思います。

また、今後大規模な改修のときに我が儘かもしれませんが、実際にサウナとかそういう設備も欲しいという声もあります。若い人とかで利用したいという人も実際にいますので、我が儘かもしれませんが、時代に合ったもの、利用されやすいものを作っていくというのはある意味、行政の課題でもある

のではないかと、そのように思いますのでしっかりとしたものを作っていた
だきたいと思います。

続いて、指定管理の関係であります。管理料のほうも確認させていただきました。平成30年度が841万円で令和元年度が954万円と、担当の方からご説明をいただきました。若干聞き取れなかったところもあるので誤差はあるかもしれませんが、指定管理の方も大変な思いで運営されていると。お話を聞くとモニタリングの中でもあったように清掃を委託しているんですが、なかなか清掃業務の方を確保するのが難しかったと。対策としては、待遇面の見直し、後は早朝だった時間帯をほかの時間帯で行っていただくようお願いをしているということもお聞きしています。引き続き委託してお願いするとしても、そういうものの経費も掛ってきますし、実際指定管理の方も管理的人件費が出ないようなときもあるというふうに言われております。だからと言ってすごく儲けたいというわけではなくて、社会奉仕の視点もあります。水道、光熱、燃料とか変動経費とかもありますし、修繕などについてもしっかりと協議して行っていただきたいと思います。そのことについて5年間という協定がもう少しで終わる中、改めてどのようにお考えなのか聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 改修の方向性につきましては、いろんな方々のご意見をお伺いしていかなければならないものと感じております。ただ、私としましては、現在の浴槽の数を増やしたり、さらにはサウナの設置、過去からいろいろなご要望があったと承知しておりますけれども、私自身とすれば、そこまでの改修をする考え方はございません。

町内に民間の事業者の方もいらっしゃいます。先ほど言いましたように、町内にはもう一つの公共温泉もございます。そういったところには、そういった設備もついております。確かにあればいいということは確かだと思います。しかし、これに対する費用対効果を考えたときに、そこまでの設備を今回設置するかどうかということには大きな議論が必要なのではないかと、そのように感じているところであります。そういった私の意見も併せてご議論をいただければと思っているところでございます。

指定管理者の収支の関係でありますけれども、この施設については、一部収入がある施設ではございますが、それだけで運営ができるものではないということは十分承知をしております。指定管理者の方々に指定管理料という形で、経費を負担して運営をしていただいているということでございます。過去からこの施設につきましては、さまざまなご要望もいただいております。指定管理期間の満了も踏まえながら、本来指定管理でやっていくべきかどうか、そういったことの議論も含めて今後考えていきたいと、そのように思っているところでございます。その中で、いかに節減が図れるのか、また、事業者の皆様方のご苦勞を考えたときに町が直営でやるという方法もあるのではないかと、そのようにも感じておりますので、そういった視点も含めて、今

後議論をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。ぜひ、そのことについてはこれから議論も重ねながら、利用する方が困らないように最善の対策をしていただきたいと思います。

続いて、産建の資料を拝見させていただきました。今日の朝刊にも出ておりましたが、レジオネラ菌の発生について。5月19日に年1回の水質検査を行って、6月4日に発生の経過の旨を受け、そのあと早期に休業し、そのあと役場で網走保健所を交え指定管理者と協議を行ったと。その中において、実際その期間利用されている方もいます。実際微量といってもレジオネラ菌というのは大変な健康被害を起こす例もあります。実際に発生を確認したときに、しっかりと住民周知をしたのか、またそのときに健康被害などに対応する体制が整えられていたのか。その点だけ確認させてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どものところには、6月4日、レジオネラ菌の検出についての報告がありまして、急遽休業することといたしたところでございます。

保健所の指導も受けたわけでございます。保健所からは、レジオネラ菌が基準以下になるまで、営業を自粛するということが大切であると、そして、今までご利用いただいた方々に体調不良等があれば、直ちに保健所にも報告するようにご指導をいただいたところでございます。これらを踏まえまして、施設の入口にレジオネラ菌検出による休業でございましてという住民周知と併せてホームページ、そしてかわら版などにも掲載をさせていただいて、周知を図ったところでございます。

実際にはまだ対策等十分講じられていないわけでございますが、本議会に関連する対策予算などについて計上をさせていただきたいと、現在予定をしているところでございます。そういった対策が講じられることになりましたならば、その経過なども踏まえまして、さらに詳しく広報などにおいても周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、それまでの対策とそれに伴う検査その検査結果が出るまでには最短でも7月末ぐらいになってしまうのではないかと。町民の方々には大変ご不便をかけているわけでございます。できるだけ早期にこれらを解決できるように努力をしてまいりたいと思います。併せまして経過について、町民の方々にも詳らかにしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。そういった点についてまたご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 このことについては、しっかり対応していただきたいと思います。

また議会とも連携しながら、万全な体制で早期の再開を利用される方も望んでおりますので、しっかりと対応していただければと思います。このことについては終わりたいと思います。

続いて、子どもたちの読書活動推進の取り組みについて、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

貸出しの実績、取組みなどさまざまなものを聞かせていただきました。その中でも図書館司書を平成24年度に早目に配置をしたと。そのことは確かに素晴らしいことだと思います。あと、ブックスタート事業とか、小さなうちから子どもに触れる機会を作っていると。大変努力されているんだと。そのことについては評価をしたいと思います。

その中で改めて質問したいと思いますが、今回参考にさせていただいた第3次の大空町の子どもの読書活動推進計画についてお聞きしますが、これを作成するにあたって平成29年度にアンケートを行っています。735の回収を確かいただいてはまずです。その中で、説明で言われたように、高校生になると部活動とか携帯に触れるようになると、やはり本とか図書館を利用する人は減っているというのが実情だなど。実際高校生までは約9割の方が利用されているんですが、高校生になるとですね、約62%とどうしても通学とか、お忙しいのは分かりますが、その改善策として設問の中にあっただけですが、電子書籍などを導入してほしいというお考えもありました。実際、コロナ対策として導入する自治体も増えてきていますし、電子書籍などの導入も検討していく必要があるのではないかと。あと、私自身は広域で使うのもいいのではないかなと、実際に網走市、北見市もう導入していますし、そういうところと連携したら膨大な資料に触れる機会が出ると。それは大変素晴らしいことではないかなと。その点、考えていないのか。

また、せっかく図書館の方も、本に触れ合う機会を作っているのはよいのですが、パソコンとかは利用できません。せっかくGIGAスクール構想で各学校にパソコン、タブレットを配置しているのに、図書館を学びの場として利用される方もいるのにそこにはパソコンもない。タブレットとか、折角だからそういう物の配置ぐらいはできるのではないかと。実際ネット環境もありますから、ただ、機材を設置すればいいだけなので。ほかの図書館に行ったら分かると思いますが、そういうものも設置されています。このようなものの導入なども考えていく必要があるのではないかと。

またそれだけではなくて、図書館を利用させていただくと、1人で読むスペースがありません。ほかの図書館へ行くと1人で読むスペースもありますし、対面で向かわないので、ある意味コロナ対策にもなっています。関心なのは、学校の子どもたちが勉強に学びの場として来ているんですね。そういう子どもたちのために、ちょっとスペースを見直したり、それこそ備品などの導入とかできるのではないのでしょうか。そのことについてどのようにお考えなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 レジオネラ菌の対策につきましては、この議会の開催中に、いろいろなご説明、ご提案をさせていただきたいと存じます。その中で、また、ご審議をいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 図書館の利用状況が減少にある中、図書館環境をより一層充実し、魅力あるものにしていかなくてはならないと、私もそのように考えてございます。

ここ数年の利用者が減少傾向にあるかと思いますが、背景には、私としてはさまざまな要因があると思っています。まずは、新型コロナウイルスの感染拡大による影響ということで、それが、昨年来の図書館が休館になったり、移動図書館車も走れない、また不要不急の外出について自粛といったものも大きく数字に影響しているのだらうなと思っています。

またもう一つは、スマートフォンをはじめＩＣＴ機器の普及や、それを活用したＳＮＳとコミュニケーションの多様化など、子どもたちを取り巻く情報環境が大きな変化を見せていて、このことも子どもたちの読書環境に大きな影響を与えていると、そのように分析をしております。

さらに言えば、人口減少、少子高齢化といったものもあると捉えております。それらの状況が見られる本町でありますけれども、先ほどのご答弁でご説明申し上げました図書館の５カ年計画の中では、図書館活性化のための先を見通した施策が目標として定められるとともに、これまで計画的な事業展開を行ってきております。具体的には、女満別、東藻琴両図書館における読書環境の充実の取り組みとして、平成３０年度にエアコンの設置をいたしております。夏の気温の高い時期であっても、快適に長時間読書を楽しむことができるようになりました。

また、議員も言われましたように、Ｗｉ－Ｆｉ環境も整え、図書館利用者の利便性やサービス向上も図ったところでございます。

また、館内各階のフロアの活用といった部分では図書館利用者のニーズを踏まえながら、レイアウト変更など必要な見直しを随時行っておりまして、今後もその点については柔軟に対応してまいりたいと思っております。

順番が前後しますが、議員からは、電子書籍の導入についてのご提言、また、ＩＣＴといったパソコン、タブレットなどの配置についてのご提言もただいまあったところでございます。近年、情報通信技術の進化、発展に伴って、図書館においても、インターネットを活用した情報検索などを行うためのタブレット端末やパソコンの貸出しサービスを行うところが増えてきております。図書館は魅力ある蔵書の充実といったことが重要な役割の一つと考えますが、一方で、子どもから高齢者まで住民の皆さんの生涯に渡る自主的な学習活動を図書館機能最大限発揮しながら応援していくという、そういう計画目標を本町では掲げているところでございます。住民の皆さんに認められ、喜ばれる図書館となることを目指しながら、計画に沿った

ICT機器の整備を今後進めてまいりたいと思っております。

次に、電子書籍のことではありますが、省力化や省スペース化をはじめとしてデジタルコンテンツの一元化、コロナ対策などのメリットのほか、図書館の開館時間に関係なくいつでもどこでも、貸出し、返却、閲覧が可能ということで、全国的には徐々に図書館への導入が進められてきております。全道的には、本年4月1日現在ですが8カ所の図書館に整備されていて、管内的には、北見市、網走市の図書館で導入されていると伺っております。しかしながら、まさに過渡期にあってまだまだそう多くはない状況なのかなと、そのように思っております。そのほか、電子書籍ならではの機能として、私自身注目しておりますのが、音声読み上げ機能であったり、文字サイズ拡大機能といったものでありまして、読書困難者や高齢者の方々が本を読みやすくなるということで、デジタルならではの特性が最大限活かされたものであると、そのように思っております。ただ導入にあたっての課題としては、導入経費と維持経費の問題がございます。試算をしてみたところ、おおよそ1,000冊の初期導入で導入費用に約660万円ほどかかります。また2年目以降、毎年600冊ずつ増書を図ると仮定しますと、毎年約400万円のランニングコストがかかってまいります。全国的に電子書籍の普及が進めば、今後コストダウンにもなるのかなと思っておりますが、現在、このような高価なものであるということなので、費用対効果というものを十分見きわめながら導入の時期については慎重に検討してまいりたいと思っております。

また、隣であります網走市でありますが、ご承知のように、パートナーシップ協定を結んでいる網走市と大空町でございます。大空町の町民が網走の図書館のほうに登録することで、電子書籍についても閲覧が可能となってございます。その点につきましても広く町民の皆さんにご利用いただけるように今後周知を図ってまいりたいと、そのように思っております。

今後のポストコロナを見据えて、魅力ある図書館づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

また、最後に高校生の読書活動についても課題があるなと承知しておりまして、お聞きしますと、大空高校では毎日朝の自由時間に読書をする生徒さんが多くおられると、そのように聞いております。今後図書館と高校間の連携を深めながら、高校生の読書活動についても積極的に支援してまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 教育長よりご説明いただきました。

網走市とパートナー協定を結んでいるということもあるので、またランニングコストの問題もありますので、普及すればもしかしたらもう少し安くなるかもしれないので、これについてはしっかりと対応していただきたいと思います。

また高校生についても、せっかく新しい高校ができて連携して新たな事業なども考えていただければと思います。

あと1点ですが、実際にICT機器を図書館に導入してほしいという考えでしたが、これについてはもう一つ理由がありまして、家庭内で通信料はどうしてもかかるので、家庭によっては長い時間調べたり学んだり触れたりすることができないと、教育の格差を是正するためにも図書館に配置していただくというのも、一つの対策ではないかということで提案させていただきました。このことについてもしっかりと今後検討していただければと思います。

続いて、女満別図書館についてです。平成2年に開館をして30年以上が経過をしており、実際に原因不明の雨漏りがするということも確認はとれております。大事な書籍を扱う場所ですから、これはまずいだろうということもあります。

それに予算的にも確認したかったのですが、個別の総合計画の実施計画で、多少概算なので前後はすると思いますが、令和4年度に1億1,058万円だったと思いますが、図書館の令和3年度予算額が5,900万円ぐらいだったと思うので、6,000万ぐらい変わっていると。それに対して、どのような改修を考えているのかと、そのことについて改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 電子書籍、あるいはICT機器の整備、また、高校生の読書活動の支援といったものについてはしっかり今後検討し進めてまいりたい、図書館とも十分連携をとってまいりたいとそのように思っております。

女満別図書館についてのご質問がございました。女満別図書館は、平成2年11月にふるさと創生事業、国の交付金1億円を活用し、JR女満別駅との複合施設として建設されました。建物の外観は北欧風をイメージし、ステンドグラスも取り入れるなど、当時としては、公共施設のデザインとしては画期的なものとして注目もいただいた施設でございます。

また、図書の貸出しのみならず、生涯学習推進のための多様な機能を兼ね備えたユニークな図書館ということで、文部科学省にも数度にわたり取り上げられ、全国に紹介をいただいております。

そのような図書館でありますけれども、建設からはや30年が経過しております。教育委員会では、本年3月、町内の学校施設及び社会教育施設の機能や性能を長く維持確保していくことを目的として、大空町学校施設等長寿命化計画を策定いたしました。本計画による女満別図書館の劣化状況評価では、議員おっしゃいましたように屋上から雨漏りが発生しているなど、屋根や屋上の劣化が見られたことなどから早急に対応すべき施設の一つという結果となっております。またその他の部位でも部分的な劣化が生じていることも判明しておりまして、今後、大規模な改修が必要な施設であると認識しているところでございます。改修に向けて、計画としては、総合計画の実施計画、また、長寿命化計画にもそれぞれ予定がされております。数字的には、総合計画上1億1,000万円なにがしと、手元に資料ございませんが、概算で載ってはございますが、今後の内容の精査が必要ではないかなと思って

いるところであります。

上地議員からは、駅の機能を持つ図書館ということで、いろいろご心配をいただいているのかなと、また観光的要素だとか、シンボリック図書館という意味合いも当初から持っておりますので、それらの意味合いも含めて今後、どこまでのレベルで改修を行っていく必要があるのか、十分調査した上で、具体的な検討を進めながら、必要な改修と適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

◇議 長 3 番上地議員。

◇上地議員 教育長よりご答弁をいただいて、早急に改修など、また今後大規模な改修などについても検討する余地があるということを聞かせていただきましたので、ぜひ、外観とか実際に観光要素もあるので、駅を利用される方も利用されるので、それら十分配慮してこれからは素晴らしい施設にしていきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

◇議 長 教育長。

◇教育長 30 年も経過いたしますと、よく言えば非常に重厚感があって趣のある施設というようにも映るかと思いますが、一方で、ちょっとみすぼらしくなったなと思ってしまいうような様相になってきているのかなと思っております。もちろん予算の都合もございますけれども、やはりシンボリックな図書館として、しっかり生まれ変わるような、そういう計画を今後とも考えてまいりたいと思いますし、教育委員会として、子どもたちや町民の皆さんの読書環境の充実に向けまして、指定管理者であります育成協会と十分連携をとりながら、今後、魅力ある図書館づくりに努力してまいりたいと、そのように考えております。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで 10 分間休憩します。

(休憩 午前 11 時 11 分)

(再開 午前 11 時 21 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に、2 番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2 番。令和 3 年第 2 回定例町議会において、通告により一

般質問をさせていただきます。

最初に、大空町の簡易水道事業について伺います。私たちが生活していく上で欠かすことのできない水の確保に行政は日々努力されていることと思います。こうした中、水道施設、水道管、水道水の現状と課題。特に管を除く水道施設の現況と今後。石綿管の更新状況と他の老朽管の更新状況と今後。水道行き止まり管の現状と今後の対応。水道水の現況と新規水道水の確保の状況と今後の対応についてお尋ねします。

2点目、人口減対策等について伺います。先日、国勢調査速報の公表がされておりますが、人口減少等を受けての課題は。また、5年に1度の国勢調査結果をどう捉えて、今後のまちづくりにどう活かそうとされているか。

2015年政府の看板政策、地方創生に沿う形で人口減対策などを盛り込んだ地方創生総合戦略と人口ビジョンを定め、2020年の目標を掲げたと思いますが、結果を受けて、次のビジョン、総合戦略は昨年4月にスタートしています。期間は短いですが、その後の進捗状況と新たに大きな変更を伴うものはないのか。効果的な人口減対策をより強固にするため、総合計画等で点検、実行されていると思いますが、本町の特徴を踏まえ、新たな取り組みを考えているかお聞かせてください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 本町の水道施設の関係でございます。水道施設には取水地のほか、主要な施設としまして、浄水場、配水池がございます。

浄水場は昭和と大成に2カ所、昭和浄水場は平成元年と平成15年度の整備で、大成浄水場は平成16年度の整備となっております。

配水池は15カ所ございまして、最も古いものは、昭和45年に設置されたものでございます。

石綿管でございますけれども、一部残っておりまして、延長は988メートルございます。石綿管につきましては、耐久度が弱く耐用年数が短いと言われており、破損による断水の懸念がございます。集中的に更新事業を行っていた時期もございますが、現在は、その他の工事などと合わせた中で、随時更新作業を行ってきている現状でございます。

町内全体の管路総延長は330キロメートル、法定耐用年は40年でございますので、これを割り返しますと年間約8.25キロメートルを更新していくという必要がありますが、整備について見てみますと、平成11年から22年間で109キロメートルの整備更新でございます。平均しますと年間4.95キロメートルということになりますので、遅れている現状でございます。今後も継続的にこのことについては取り組んでまいりたいと、考えておりますが、費用がかかることは事実でございます。料金の改定、また道路改良などを併せまして、経費節減を図りながら実施をしてまいりたいと考えております。

行き止まり管につきましては、町内で100カ所以上ございます。こうい

ったところでは、水道管に破損が生じたときには断水となりまして、復旧までに完全断水の期間が長くなってしまうということがあります。また、使用水量が行き止まり管で少ない場合においては、残留塩素濃度の低下となることがありまして、水質悪化を引き起こすことがあると言われております。対策といたしましては、管路をループ化するという方法がございます。これによって、断水の時間を短くするというようなことが可能になるかと思えます。ただ、ループ化といいましても、道路状況などによりまして、直ちにすべてができるという状況にはございません。また、水量を確保するという意味で、使用水量が少ないということではありますが、水道管路の口径を小さくすると、そのことによって管の中に溜まっている水の量を少なくするという方法がございます。しかし、この口径を縮小するということをしますと、水の出が悪くなってしまうという、そういうリスクもございます。現在どのような対策を講じているかといいますと、末端の排泥弁などで、そういった溜まっている水を一時的に抜いてしまう。若しくはご家庭のメーター手前で、そういった水を一回捨ててしまっ、その中の水を更新させるというようなことをしてございます。ただ、これらについては、各ご家庭からご要望がといてまいりましょうか連絡があった場合などについて、そのようなことを随時個別対応しているという状況でございます。

また、ご質問の中には、水質の改善とまいりましょうか、特に女満別地区における新しいその水源を確保した水質の改善の方策などについて、ご質問もあったかと思えます。これらについては、平成26年から新しい水源の確保に向けた調査をしておりますが、現在その実現には至っておりません。並行して、網走市との広域連携も検討している状況にございますが、これについてもまだ具体的なところに至っていないということで、町民の皆さん方には大変期待を持たせながら、まだまだという状況になってございます。これらについては、早期に実現できるように今後も鋭意努力をしてまいりたいと考えてございます。

続いて、人口減対策でございます。国勢調査の速報値が6月1日に私どもにも通知がされまして、翌2日新聞により報道されたところでございます。大空町の人口は6,821人、前回27年調査が7,360人であったので、この5年間で539人減少している状況でございます。合併前の平成17年の国勢調査時点では8,392人であったので、15年間で1,571人も減少しているという状況でございます。総合戦略に取り組んでおりますけれども、人口減に十分歯止めをかけることができていないという状況でございます。

ちなみに今回の国勢調査、道内179市町村のうち、人口が増えた市町村については、12市町村でございます。札幌、江別、千歳、恵庭という石狩管内の都市。さらに、ニセコ、留寿都、倶知安、赤井川と言われているようなリゾート地域。そのほか、東川、上士幌、鶴居、占冠などの町村でございます。

これとは別に、国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口というものが発表されております。その中で令和2年、私どもの町の人口は6,810人、

になるという予測でございましたので、その数値よりは11人多い、という状況になってございます。この数値の比較を管内の町村で見ますと、社会保障人口問題研究所の将来推計人口よりも、今回の国勢調査の人口が多かった町が私どもの町を入れて7町村ございます。それは置戸町、滝上町、西興部村、そして佐呂間町、興部町、雄武町、そして私どもの町であります。先ほどの12市町村の増加市町村でありますとか、今回のこの管内における私どもも含めた7町村、こういったところの内容といえましょうか状況を十分分析していかなければならないものと思っております。

総合戦略で掲げました目指すべき人口、将来人口7,060人というところを大きく下回って今回の結果が出ました。令和7年の将来人口、私どもの総合戦略の中では6,801人というふうにしておりましたので、そこと今回の数字は非常に近い数字になる。言い換えれば5年間前倒しで人口減少が進んでしまっているという状況でございます。地方創生の取り組みというのは、人口減少対策がすべてではございませんけれども、この結果を真摯に受けとめて、さまざまな分析をしながら、しっかりと地方創生の、また、総合戦略の効果発現に向けて取り組んでまいりたいと、そのように思います。

議員のご指摘の中に第1期の総合戦略、第2期の戦略の評価などについてございました。総合戦略では重要業績評価指標いわゆるKPIというものを設定して、現在の第2期計画では32のKPIを設定しております。これらにつきましては、残念ながら、スタート1年目ということで評価測定は現在まだ行っておりません。ですので第1期のときの状況を申し上げたいと思います。第1期では39のKPIというものを設定し、そのうち17について達成をしているという評価を行っているところでございます。さらに、第2期の総合戦略でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響もございまして見直しが必要であると考えてございます。

特に女満別空港年間利用者数などにつきましては、大きく数値が変わっております。航空事業者による将来需要予測なども参考にしながら、これらについては見直しをしてまいりたいと思っております。

ただ、第2期総合戦略、その見直しばかりではなくて、私は人口減少に対する取り組みのポイントがあろうとそのように認識をしておりますのは、企業の皆さん方との連携だと、そのように思っております。企業活動の一部を誘致するという発想で取り組んでいかなければならないと考えております。これは単に企業誘致をして、生産基盤を地域で整えるということばかりではなくて、企業のもつその有能な人材の方々、さらには資金力というものを地方で、私どもの地域で発現していただく、活用していただく仕組みというものを作っていかなければならないのではないかと考えてございます。

企業の皆さんは、従来は収益性を最優先にと言われていたかもしれませんが、現在では、SDGsと言われるような持続可能な開発目標の達成でありますとか、多様な働き方の確立など、新しい社会性を目指された活動をされているものと思います。私ども地方において企業版ふるさと納税の活用なども図りながら、大学や企業、そして団体の方々と協働して取り組んでいくという必要があろうと考えてございます。

大空町が法務省などと進めております網走刑務所住吉作業所用地の活用、こういったものの取り組みもその一環と考えてございます。すぐ効果が発現するというものではございませんけれども、しっかりとそういった種を蒔き、成長のための適切な管理を行って、花を咲かせる、実を結ぶということに努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

ぜひ今後も、ご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。2 回目の質問をさせていただきたいと思います。

簡易水道事業について再質問させていただきたいと思います。

大空町の水道施設、管は比較的新しいほうなのかなというふうに思います。機器類の点検等を含めて、職員は、気の休まることがないくらい苦労されているのかなと思います。

さて、水道水の行き止まりの水のことのお話もございましたが、私がたまたま相談を受けた町内に住んでおられる方から、行き止まりの水があって水が淀んでいる、困っているというお話があったものですから、今回、質問の中の項目に加えさせていただきました。再度点検し、行き止まり管の不具合のあるところはぜひ対応していただければと思います。

さて、女満別地区の水道水の水質改善と新規水源の確保の可能性の有無に関係するかもしれませんが、たまたま私どもの職場には町外から相当数の職員が勤務しておりまして、私は日頃、大空町に住むようにということで職員に奨励をしておりますが、たまたま大空町に引っ越してきた職員が私のところに来て、大空町へ引っ越して失敗したと言うんです。どうしたと聞いたら水が今一だというようなお話をされていました。水が今一と言われて、私も考えてみましたら飲み水は買って飲んでいました。

今の水質は基準を満たしているわけですから、特に問題はないのかもしれませんが、先ほど町長からも説明ありましたが、新規水源の水も含めてですが、確保に時間がかかるのであれば他の方法、たとえば機器を更新して水質の改善を図るとか、これは以前にも検討されたことはあるのかもしれませんが、古梅ダムを多目的ダムとしての切り替えはできないのかということも含めて、一度やって諦めるのではなくて、再度、その水の可能性について、ありとあらゆる方法で検討していただければありがたいなというふうに思っております。

水質の改善は多くの町民の皆さんが待ち望んでいる事案であります。今後大空町に住んでいただくためには、必要不可欠な事案でありますし、早期に方向を定めて取り組むべきだと思います。こうしたことについて考えを再度お尋ねしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇山下町長 過去から女満別地区における水質の問題、その供給体制などにつ

いては、さまざまな見地からご意見やご指摘をいただいていたところであり
ます。私どもの女満別地区におけるウィークポイントの一つだと、そのよう
にも認識をしているところでございます。

そんな中で過去にも、農業用水としての古梅ダムの水の活用というお話も
ございました。ただ、私ども今までいろいろとあたってきた中で、こちらに
についても相当ハードルが高くて無理とは言いませんが、相当なエネルギーと
費用、時間もかかると、そのように考えてまいりました。そのため比較をし
た中で新しい水源を求める、若しくは網走市との広域水道事業を展開すると
いったことの方がそれなりのコスト的にも時間的にも、早い、安いというふう
に考えたために、現在の方で進めてきているということでございます。
決して考えてこなかったわけではありませんが、そちらを優先して取り組ん
でまいりたいと思っておりますので、現状としては、古梅ダムの活用などに
ついて動き出す予定はございません。

ただ、先ほど言いましたように何年もかかってなかなか調査はしながら具
体的な第一歩をまだ踏み出せないでいると。新しい水源の活用、網走市との
連携という中にあっても、まだ時間がかかるというのが現実かと思っていま
す。多分私の想像ですけれども、水の質についてご指摘をされている方は、
いろいろな場面がありますけれども、もともとの原水の質が十分よくは
ないという中で、塩素殺菌などもかなり行っていることによる違和感という
ものをご指摘している方も多いのではないかと、そのように思います。また、
それは浄水場から近い、遠い、そういった中においても差があるものと、そ
のようにも感じてございます。塩素臭対策ということであれば、抜本的なも
のとはもちろんなりませんけれども、いくつかの物理的な方法というものがある
のではないかと。職員と話をしている中で、そんな感じを受け取ったと
ころもあります。ただ、どの程度の費用がかかるのか、短期間の中では十分
そこのところ議論がまだ進んでいないところでありますけれども、そういつ
たことを整理をいたしまして、費用対効果の関係、さらにはどういったこと
ができれば、そういったものがどの程度改善できるのか、そういったことを
議会の皆さんにもお示しをしながら、その対策が可能かどうか、そのことにつ
いて今後お諮りしてまいりたいと思います。

1 番は先ほど言いました水質のいい新しい水源を活用していく、若しくは、
網走市との広域連携ということではありますが、暫定的などと言いましょ
うか、そこまでの期間の中でいかに質を高めていくかという努力も併せて考
えてみたい、そのように思うところでございます。そういった技術的な部分、
金銭的、経費的な部分、また、今後ご議論をいただければありがたいと思
います。ご提案をさせていただく準備をしたいと思っておりますので、今後
ともまたご意見などを頂戴できればと思います。

◇議 長 2 番、三條議員

◇三條議員 はい、2 番。いろいろ答弁ありがとうございます。

最近ちょっと心配になってきたのは、今の水を確保しているところ、また

新たに水源地として検討しているところを含めて水量が減ってくるのではないかと。最近の雪の量、雨の量が減ってきていて、全国あちらこちらの水源地が枯渇をしているという話をよく聞くものですから、そこを心配しております。そうなったときに町長から古梅ダムのお話もございましたけれども、いろんな形で水の確保のことを検討していかなければいけないのかなというふうに思っているのですが、その辺もう一度ご答弁をいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 自然の営みでございますので、水源が枯渇する、そういうことも場合によっては有りうるのかもしれませんが。一方で人口減少の中で、実際に使用される水量そのものが減ってきているところもございます。そういった中で、安定的に町民の皆さんが生活する水というものを提供していかなければならない使命を持っておろうかと思えます。

そういうことを考えまして、新しい水源、さらには広域での水道事業ということについて考えをめぐらせているところでございます。今言われましたご視点なども踏まえて、さらに努力をしてまいりたいと思えます。単に水質の問題だけではなくて、その安定的な供給というところの視点も加えながら、今後の水道事業、いろいろな組み立てを考えてまいりたいと思えます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。簡易水道事業については終わりたいと思えます。

次に、人口減少対策について再質問させていただきたいと思えます。先ほど町長から説明がありましたけれども、2015 年と比較しますと7,360 人から2020 年には6,821 人、539 人の人口が減っていると。割ってみますと1 年間に107 人ちょっとずつ人口が減少しています。

いろんな政策を計画されて、ここまでやっても、まだ減少が続くのは何か足りないのかなと私なりに思っています。子育て環境は、認定こども園等をはじめ、いろんな施策が整いつつあると思えます。その前段で町長、花嫁対策をしっかりとやりませんかと言いたいののですが、農業委員会から町長部局に所管換えされて、相談員さんをはじめ、SNS とか婚活アプリ等いろんな取り組みをされていると思いますが、どうも予算を見ても、担当の方に話を聞いてもどうも本気には見えてこないような気が私はしております。もうちょっと真剣に取り組んでいただけないのかなと。

その他人口減少対策として、企業誘致ですとか、移住、定住、人口減少対策、いろんなことが関係すると思えますけれども、またもう一つ、よく町外の方に言われることですが、大空町の中心市街地ってどこなのですか、中心地ってどこですか、中心が見えないというふうに言われたりします。西通りと空港線なのかなと私は思っていますが、町外から見た時に、なるほどこの町というのはそういうふうに見られているのかなと感じていますが、やは

り、人口減少対策としていろんな施策の中の一つに、外から見て、大空町に住んでみたいなと思ってもらえるような街並みとか、将来ビジョンとか、そういったものが必要なのかなと思っています。当然いろんな計画の中で、5年、10年先の絵を描いておられるし、それなりに進めて実行されてきていますが、大空町の10年、20年先、こういうふうになるんだよという何か大きな夢、ビジョンがあれば良いのかなと感じております。

町民の皆さんは、大空町は山、湖、空港、鉄道、高速バス、高規格道路、併せて農業、商工業と。自信を持って、大空町はこういう町だというふうに言っていただける人が多いのかなと思いますが、ただ、人口減少に歯止めがなかなかかからなく繋がっておりません。こうしたことについて、なかなか言葉で言うのは簡単ですが、でも黙っていたら何も始まりませんのでちょっと厳しく言わせていただくと、やはり前向きにこれらのことについて考えていただきたいということを再度お伺いして、私の2回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 パートナー対策でございますけれども、これは人口減少に歯止めをかける中で、自然動態、社会動態がある中での自然動態の部分かと思っています。ただ、そこは密接に関係しておりまして、若い世代の方々が、社会動態も含めて私どもの町に来て子育てをして、例えば結婚される、子育てをされる、そういうことが相まって人口増に繋げていかなければならないということだと思います。

私自身は、そのパートナー対策といいましょうか婚活の対策、これは産業を別にして、今、行政の中で最も重要な課題だと、そのように受けとめてございます。

もう何年か前になりますけれども全国町村長大会で、地方自治に大変造詣の深い大森彌先生が15分間講演をされまして、その中で今、行政が、地方がやらなければならないのは、この婚活だと。皆さん方今までこれを、それは人の気持ちによることだから、行政が手を出すべきものではないと思っていたかもしれないけれども、そうではないんだと。日本の国力を高めていくためには、人口減少を食い止めなければならない。そのためにはまず日本の社会の中では結婚をしていただくということに対して、これからは行政がもっともっと取り組んで、積極的になっていかなければならないと、そう熱く語られていたのを思い出しておりまして、私は大切なことだと。ただ、ここに人間心理というものが働いてまいりますので、どこまで今のその個人主義といいましょうか、多様な価値観の中で、行政が踏み込んでいっていいのかというところで、職員、私自身も時として心配になることがあるということで、なかなか思い切った対策が打てていないのではないかと、そのように反省をしております。

ただ、先ほど言いましたように、私は大変大切なことだと思っておりますので、何年か前の議会で議員からご質問があった際に、私が担い手育成センターのトップとなって頑張りたいということで、その体制換えもさせて

いただいたということでございます。ただ、その体制換えに時間がかかりまして、さらにコロナの感染状況が広がるという中で思った活動ができていないというのが現状でございます。私の意識とすれば、そういうところにありますので、職員をけん引しながらいろんな事業について取り組んでみたいと、そのように考えてございます。そんなことから、先の担い手育成センターの総会も担当からは当初書面でというお話もありましたけれども、私は絶対ウェブ会議でもいいから、人数を制限してでもいいから総会をやると。そこで、しっかりと私がトップになった中での総会というのをしっかりとやって、気持ちを伝えたいということでやらせていただいたというところもでございます。先ほど言いました個人の価値観の問題だということもありますけれども、そこに踏み込まないにしても、いろいろなパターンを考えて提供していく、その取っかかりをやはり行政として作っていかなければならない、そのように思っております。今後も努力してまいりたいと思っております。

次に、市街地の顔といいましょうか、町の顔でございますが、東藻琴地区では、地域振興施設を町の中に作りました。さらに、公共施設そのものが役場を中心に一連の帯の中に設置されておまして、市街地のイメージというのが湧きやすいのではないかと考えてございます。そういったところが地域の印象としてあるのではないかと。

一方の女満別地区でありますけれども、女満別地区にはトマップ川がありまして、そこで一旦分断がされている。さらに線路があつて、湖畔地区と市街地がまた分断されている。そういう地形的なものがございまして。そんな中で、公共施設などについても現在でいうB & G海洋センターを中心とするエリア、そして、役場、研修会館を中心としたエリア、湖畔から駅前にかけてのエリアという形で三つに公共施設群なども分かれている状況にあります。

さらに商業地域でいいますと、過去には駅前から国道39号線が通常の商店街と言われて町の顔になっておりましたが、車が発達をして、どんどんと車の往来が多くなると、そのことによって、国道39号線側ではなかなか商売がやりづらいということで、一本中に入りました西通り、現在の福住女満別線側に商店が移転するというような状況になりました。しかし、そこも結果的に今ではいろんなところがおやめになって、なかなか商店街といえるような状況になく、商売をされる方々は、さらに、また元に戻りまして、通行者の多い空港線側でご商売をされることになった。ただ、従来と違うのは、駐車場をそちら側に設置をして、町の方々はもちろんですけども、道路利用者の方々も取り込んだ中でのご商売ということを考えてきているように思っております。

私にご商売でいいますと、今後大空町が、力を入れていかなければならないのは、やはり空港線を中心にそういう商業機能をいかに充実させて、そこで立ちどまった方々を旧来の市街地に引き入れるかということを考えていかなければならないと、そのように考えてございます。

そういうことでありますとか、さらに高規格幹線道路のルート設定を今後考えていかなければならないと、そういったことを考えますと、いかにいろんな方々を女満別側でいえばこの市街地へ引き入れるかということを考える

中で、こういった機能を、そしてこういった動線を描くかということが必要になるとそのように思っております。その中で、ことしの予算の中で女満別空港周辺整備構想策定業務というもののコンサル料を計上いたしました。これは町の中にある土地の活用などを考えて、いかに、そういった顔をつくっていくか、引き込みの導線形態をつくるかというところのものでございます。現在その委託を行いましたので、その議論の中で、女満別の市街地における顔といいましょうか、イメージづくり、そして、人の流れを呼び込むようなものを考えていきたいと、そのように思っているところでございます。そういった中で、大空町の市街地のイメージ、女満別地域のイメージというものをつくりながら、地域の方々にご利用いただける、住んでいただけるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。農村地域だけでなく、市街地区にも独身者が沢山いるというようなことが見受けられますが、今、農村地区では相談員さんを抱えておられると思いますが、身近に男性の相談員さんが今おられると思いますが、女性の相談員さんはいないのかなっていう気がします。他の町の例でカップリングはできるんだけれども、そのあとが続かないんだという話をよく聞くんですけども、そこに世話好きなおばちゃんみたいな方をちゃんと雇用してまして、そのおばちゃんが後に繋いでいるというような事例もございますし、はじめから一気にお金をかけてドーンというのも方法かもしれませんが、やり方をちょっと変えるだけで変わってくるのかなという部分もあると思いますので、ぜひその辺取り組んでいっていただいて、1 人でも成果が現れるように、ご努力いただきたいと思います。黙ってると皆さんすぐ、50 歳、60 歳になってしまうわけですから、1 年は待てないという気がしますのでよろしくお願いいたします。

女満別地区のイメージ云々の部分については、町長おっしゃる通りだと思います。以前から、公共施設がばらばらになっていてどうしてまとまってないんだという話を聞くわけですけども、これから、空港周辺を含めてイメージを作っていくのだろーと思いますけれども、ぜひ空港周辺だけでなく、市街地の周辺も含めて、第 2 弾でそういったイメージ図を作っていっていただきたいなと思います。湖があって、駅前があって、市街地があって、空港へと。この辺の繋がりがうまくできるような形のが示されると、大分イメージ変わってくるのかなと思いますので、その辺よろしく願いしたいと思います。再度答弁お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 パートナー対策については、議員ご指摘の部分などさまざまなご意見を参考にして取り組んでまいりたいと思います。

また、女満別空港の周辺整備構想策定業務、こういう言い方はしておりま

すけども、女満別空港の周辺、私ども考えておりますのは、この女満別市街地が女満別空港の周辺エリアだとそういう意識でもって、この物を作り上げようと、そのように考えてございます。

その他の地域の空港などに行きますと、空港から3キロ、4キロ圏内、当然そこも含めていろいろな機能があって、一つの空港を核とした周辺エリア、そのように受けとめております。空港の隣接地ばかりを考えているわけではなくて、そういった発想で考えておりますので、当然言われる中には湖畔でありますとか、この市街地の中心部でありますとか、場合によっては、過去に作った空港周辺整備プロジェクト構想の中で整備をいたしましたメルヘン公園なども含めて、この活用というものを図っていかなければならないのではないかと考えてございます。

先ほど言いました高規格幹線道路などは、現在女満別空港に乗り入れしているという状況があります。今後計画では網走に向って進んでいくわけでありまして、もう一つの女満別地域の入口として、道の駅周辺を検討していかなければならないと、そのように考えてございます。その両方のキーポイントを上手に使いながらその真ん中にあるこの市街地をどのように活性化させていくかということが大きな課題になるものと考えてございます。今後、そういう議論がどんどん出てこようかと思っておりますので、議員におかれまして、またいろいろなご指摘、ご発案をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。今、町長からバイパスのお話がありました。ほかの町の事例を見てもバイパスができることによって、道の駅ですとか、市街地がだんだん衰退していくというようなことが周りに沢山事例としてあるわけですが、大空町ではそういうことのないように、ぜひ、万難を排して、道の駅をうまく取り入れ、市街地が衰退することのないように最善の努力を図って進めていっていただきたいと思います。以上。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今後も努力をしてまいりたいと思います。また、いろいろな企画発案、そういったものをまたお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時とします。

(休憩 午後 0時 3分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1番。令和3年第2回定例会、通告に従い一般質問を始めます。

第1次産業におけるパートナー対策についてであります。大空町農業担い手育成センターにおいて、農業後継者の婚活支援が行われていますが、コロナ禍であるため活動は滞っています。しかし、今回のコロナ禍により、改めて都市部のような密ではない農村地帯が見直されてきている状況にあります。

北海道総合計画の見直しの方向性（案）では、これまでハンデとなっていた広域分散型の地域構造の特徴が、新たな価値として再認識され、移住・定住や企業誘致などにおいて、その価値をこれまで以上に発揮させることが可能になったと考えられると書かれています。

近隣のJAでは、以前より女性のための農業研修として1週間以内の短期プランと、1カ月から概ね1年の長期プランを企画し、パートナー対策、出会いの場としての側面を持ち合わせながら実績を上げております。今後の第1次産業の戸数は、増えることはなく減ってくることが予想されます。その減少の幅を幾らかでも減らす努力をしていく必要があると考えられますが、今後のアフターコロナを見据えた第1次産業の新たな婚活支援の方策に取り組んでいく、チャレンジしていくことも必要ではないかと考えます。

質問の1点目といたしまして、第1次産業における婚活支援の現状と課題について伺いたいと思います。

2点目といたしまして、アフターコロナを見据えた婚活支援の方策について。以上、2点について町長よりお話を伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。農業後継者のパートナー対策は、農業担い手育成センターで取り組んでおります。昨年の1月に規約を改正いたしまして、会長、事務局を農業委員会から町長部局へと移行したところでございます。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響から事業のほとんどを行うことができませんでした。これまでのセンターとしての実績について後ほど、担当から令和元年度の分までの分をご説明を申し上げたいと存じます。

また、昨今の青年層の結婚に対する考え方が変化し、多様化していると、そのように私ども考えて受けとめております。興味はありますけれども、交流会などのイベントに参加するのが苦手であるという方もいらっしゃいます。また、札幌や東京などでのイベントへの参加、これは遠方となってしまう、長い時間拘束されるので参加するのが仕事上難しいとか、また、そういうと

ころでカップリングできたとしても結果遠距離交際ということになるのでそこが大変だというような声も聞きます。今までのやり方一辺倒では参加いただけないという状況が昨今の状況であります。

このため、事業展開を図る中で交流会の開催などは、近間で行うことをここ数年検討しております。また、大勢が集まる場が苦手だという方もいらっしゃるため、マッチングアプリですとか婚活アプリなどの活用を促しまして、動機付けとして利用料を補助するということも考えて取り組んでおります。

本年度は、役場職員やＪＡ職員、さらに農業青年の交流などについても企画をしているところでございます。ただ、コロナの状況によって先行き不透明感、沢山ございます。どこまでできるか分かりませんが、さまざま努力してみたいと思っております。人口問題でありますとか産業における持続可能な体系を確立することを考えたときに、パートナー対策というものは行政上の大きな必要事業であると、そのように認識をいたしております。個人のプライバシーにかかわる部分もありますけれども、臆することなく、さまざまな展開にチャレンジしていく覚悟でございます。

特に一次産業に目を向けますと、その構造上、戸数は減少していくという傾向になります。それは大空町にとって深刻な問題でございます。一方で、議員がご指摘のとおり、コロナ禍においては、都市部から農村部へというライフスタイルやビジネススタイルが新たに提案されつつあり、必ずしも都市部に住む必要性がなくなってきていると、そのように言われております。また、近隣のＪＡなどにおいては、宿泊施設設備、そういったものを完備しまして、女性の農業研修生を受け入れられまして、労働力不足の解消の効果のほか、パートナーとして定住された実績もあると伺っております。

振り返ってみますと私どもの町も宿泊施設はございます。実習の受け入れということについて、農業者の方の協力も必要となるわけでありましてけれども、皆様のご理解をいただきながら、そういったことについての取り組みも考えていければと思っております。併せましてそういった視点を考えますと、私どもが設置をしております移住・定住支援室、この機能も活用して受け入れをしていくという仕組みづくりが必要ではないかと、そのように考えるところであります。そういった取り組みを多方面から取り組んでいくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からは、パートナー対策事業の状況等について、ご説明したいと存じます。

現在、農業担い手育成センターで把握しております、農村部におけます独身者の人数は、令和３年の３月３１日現在になりますが、全体で１００人でございます。うち３０歳までの人数は４６人、３０代の方が３３人、４０代の方が２１人となっております。３０代までの青年が全体の約８割でございます。残る４０代につきましては２割ほどといった状況でございます。

センターにおけますこれまでのパートナー対策事業につきましては、美幌、

津別、大空町三町からなります網走郡下の青年・都市交流事業や、当センター主催のふれあいコンパ事業、異業種交流事業への参加などが主な事業となっております。平成13年から令和元年までの19年間の実績でございますが、郡下青年・都市交流事業及びふれあいコンパへの参加延べ人数は266名となっております、うち成婚までに至った実績は6組となっております。

また、町では、農業後継者独身青年者に対しまして、結婚等に関する助言相談などを行うための結婚相談員の業務を委託しているところでございます。

以上、パートナー対策事業の内容のご説明といたします。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。今、婚支援の現状と課題について伺ったところであります。

農政アドバイザーの方が結婚に向けた助言や相談業務、事前準備等さまざまな工夫を凝らしながら、ふれあいコンパ等の事業を行っていただいております。しかしながら若い方をはじめ結婚に対する意識が多様化していることもあり、なかなか芳しい成果に繋がっていない実情にあるということも分かりました。今後も対象者の方たちのニーズを捉えていくことは大変なことであると思いますけども、粘り強く婚活支援を行っていただきたいと思います。

ここで再質問させていただきたいのですが、現状の婚活支援とともに、さらに出会いの場の機会やチャンスを増やしていく種を今から蒔いていく必要性を感じますが、何かそれに対してお考えがあれば伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まだ私の頭の中での検討段階ではございますけれども、農業の現場などでは労働力なども不足していると。そういった研修生の方々を受け入れていく、そういう事業も必要ではないかと。そのことによって事業継承するというメリットといいましょうか、そういうところに結びつけていくということと併せて、先ほど言いました近隣のJAでは、女性の方々専用の受け入れ施設などを整備しているところもありまして、そういったことを通じながら農業に対する理解を深めていただく、併せてそういった方々がお知り合いになられて、成婚に結びつく可能性というのはどうか。可能性そのものは何%かもしれません。ですけどもそういった可能性を探っていく必要があるのではないかと、そのようにも思っております。

従来やっております異業種交流のような大がかりな交流事業、それから婚活イベントにある程度特化したような個別の交流事業、そのほかに、今、社会的にありますアプリの利用など、さらには民間事業者の方々もそういう会社組織で人を紹介するというようなこともやっておりますので、そういうところも使っていくということも一つではないかと。さらに過去にはテレビ番組を利用しながら全国からいろんな方々に地域に来ていただいて、そこで公

開の中で後押しをいただきながら、成婚に結びつけるようなそんな活動もされております。そういうところも含めて、考えていかなければならないのではないかなと。なにか一つをやっていれば、結果がついてくるというものではないと思います。空振りも沢山あるかと思いますが、やらなければなかなか動いてこないというふうに思いますので、そういったもろもろのところを取り組みできないかどうか検討してまいりたいと思います。また、議員からも類するようなご提案などがあれば、ぜひお知らせをいただきながら検討してまいりたいと思っております。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。町のご努力にもよって、現在の太宰市農業を見ますと、農業のスマート化が推進されまして、農業が、危険、汚い、きつい 3 K 職場ではなく、先進的で格好いい産業になりつつあると感じております。

また、第 1 次産業の後継者の方々と接しましても、高校卒業後に進学やいろいろな職種を経験し、経験豊富な魅力のある、そして清潔感のある青年たちが多いと感じます。

先ほど課長より説明がありましたけれども、地区別後継独身青年数を見ますと、女満別地区が農家戸数 2 8 2 戸に対して独身青年数が 6 8 人、東藻琴地区では農家戸数が 1 3 1 戸に対して独身青年は 3 2 人、全体では 1 0 0 人となっております。第 1 次産業全体にいたしますと、後継独身青年数の人数がさらにいることが予想されます。

先ほど、社会的な影響も大きいとおっしゃいましたが、基幹産業である農業の戸数の減少幅を少なくするためには、次世代の担い手の確保が必要だと思いますし、単身後継者のパートナーの確保は、農業経営の安定化や住宅の改築、新築など多方面に経済的な循環をもたらす、そして、持続的な地域社会の構築にも結びつくと考えられます。第 1 次産業に関する各機関と連携を図りながら、現状の婚活支援とともに、さらに先ほど町長がおっしゃられたように、考えている段階だとおっしゃっていただきましたが、さらに一歩踏み出した施策も検討いただければと思います。

私は、第 1 次産業単身後継者の婚活支援においても、その価値、町の優位性を活かしたパートナー対策、出会いの場の取り組みを行う機会を発揮することが可能になったと思います。それは、格安航空会社 L C C のピーチアビエーションが女満別成田線に続き、女満別関西線も開設予定であります。コロナ禍により社会情勢は変化してきておりますが、改めて違った切り口から行っていただくことも進めていただきたいことを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 第 1 次産業のパートナー対策、先ほど議員が数字でご指摘ありました。私どもの農家戸数でいきますと 4 1 3 戸。私が思いますのは、世代交

代は約30年で次の世代が育っていくということかと思います。現在約400戸ありますと、それを30年で、また400戸維持していくためには、毎年、13人の後継者が育って、また次の後継者を生み育てていってくれる、そういう計算にならなければならないと思っております。

ただ、結婚、出産、その子が継がれるということも、また他産業から入るということもありますけども、全体を通じてそれだけの数になっているのかというと、今現在、そこに届いていないと思っております。このままではますます農業に従事する農家の方々の数が減ってしまうということになりまして、町としても大変な状況に拍車をかけることにもなりますので、ここは大切な施策だと、そのように思います。

一方で、まだまだその1次産業に対する誤解といいましょうか、そういうものがあるのではないかと、社会の中にはそのようなものがあるのではないかと感じております。農業の現場に嫁ぐと、家族となると、それは仕事の大変きついと。さらに、事業者でもありますので、経営がそのまましっかりと継続されていくのかそういう不安もあるというようなことをまだまだおっしゃられる方もおります。先ほど昼休み、うちの職員と話をしておりましたら、知り合いが農家に嫁いだけども、農家に嫁いだらもう止められないと。こんないい職業ってないねって言う、そういう方もいらっしゃったと聞いております。確かに、お勤めの方々から見れば、年間の大空町の農業者の方々は、そういった方々よりもまだ所得階層が高いというようなことも言えるのではないかと思いますし、スマート農業の進展によりまして、機械化も確かに進んでおります。朝早くから夜遅くまで年がら年中、体を酷使して仕事をするというわけでもない、私もそのようにも受けとめております。そういったものの理解を払拭していくためにもいろんな取り組みをしていかなければならないのではないかと思っております。

私どもの町には遠くの地域から来られて地元の方とご結婚された、そういう方々も数多くいらっしゃいます。そういった方々の知恵をいただくことも必要かと思えます。さらに少し長いスパンにはなりますけれども、大空高校には府県からもいろいろな方々がお越しをいただいている。そういったところも活用させて、将来その農業というものの理解者を増やす、さらに関心を持って、次のステップに繋げるというようなこともありうるのではないかと思っております。

先ほども申しましたけれども、どれか一つ一つの施策だけで十分なわけではなくて、その一つ一つの施策の中からは、ほんのわずかな成果しかでてこないかもしれませんけれども、たくさんのいろいろな取り組みをすることによって、総体としていろいろなそのパートナー対策に繋がられるような、そういう成果を残していかなければならないものと、そのように思っております。

先ほど三條議員のところでのご質問の中でもお答えをしたように、個人のプライバシーにかかわるところではありますけれども、そればかりではなくて、その前段のところまでいかに私どもがいろいろなものを用意をして提供するかということが必要ではないかと。また、いろいろなタイプの方、価値

観も多様化しておりますので、何か一つのアプローチの仕方だけでは十分ではないと。いろんなタイプの方に即した、そういうアプローチの仕方をしながら、その対策というものを講じていかなければならないものと思っております。私自身は、そういう意識を持ってこの政策に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

そのためには大きな予算も必要になってくるものと思っております。ぜひそういうご提案をさせていただいた折には、また皆様方からも、いろいろと応援をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 今、町長より前向きなお話をいただきましたけど、過去の資料を見さしていただきますと、東藻琴地区農業後継者育成対策協議会では、斜里郡 3 町と関西女性との交流事業も開催していたこともあります。また先ほどお話がありましたけども、女満別地区ではメルヘンの会、東藻琴地区ではノンキーの会という道外出身の女性の会が存在します。

下地は整っているといいでしょうか、ほかにもいろいろ高校もありますし、認定こども園も開設している、LCC も 2 カ所開設になると、気は熟しているのかなと自分の中では思っています。ぜひ前向きに進んでいただければと思っています。

以上、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そういった方々に対するアプローチ、例えば町外のいろいろな方々に来ていただくとか、そういうご紹介をする、そのところに私どもも汗をかいてみたいと思っております。

一方で、今後町内で軸足を置いて、そしてパートナーと結ばれていきたいという方々、これは私ども行政ばかりではなくて地元にいращやる今日の議員の方々もそうですけれども、相談員の方々、いろいろな方々がいращやいます。そういった方々の後押しもなくてはならないものと思っております。ぜひ私ども行政、担い手育成センターだけではなくて、かかわりのある大勢の皆さん方の後押しをいただきたいものと思っております。

そういう P R もしながら、全町挙げてこの課題に取り組んでいく覚悟でございます。これからもご協力いただきますように、またご理解いただきますように併せてお願いを申し上げておきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。
大変お疲れさまでした。

(散会 午後 1 時 2 4 分)

令和 3 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 3 年 6 月 2 2 日
- ・ 開 会 令和 3 年 6 月 2 2 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 6 月 2 3 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副 町 長	福 祉 課 参 事
総 合 支 所 長	産 業 課 長
会 計 管 理 者	産 業 課 参 事
総 務 課 長	建 設 課 長
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事
総 務 課 参 事	地 域 振 興 課 長
住 民 課 長	住 民 福 祉 課 長
福 祉 課 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 参 事	

農 業 委 員 会 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	小堀弘樹	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和3年6月23日

大空町議会議長 近藤哲雄

令和3年第2回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和3年6月23日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第7号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第42号 町道路線の変更について
- 日程第4 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第46号 大空町自治基本条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第47号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第48号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第49号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第11 議案第50号 大空町立預かり保育所条例を廃止する条例制定について
- 日程第12 議案第51号 大空町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について
- 日程第13 議案第52号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第53号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第54号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第55号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第56号 令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第57号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第58号 令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第59号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 発議第5号 大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 発議第6号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める要望意見書

- 日程第23 発議第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
要望意見書
- 日程第24 報告第3号 債権の放棄について
- 日程第25 報告第4号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第5号 令和2年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につ
いて
- 日程第27 報告第6号 令和2年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について
- 日程第28 報告第7号 例月出納検査結果報告について

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、3番、上地史隆議員及び4番、田中裕之議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 同意第7号

◇議 長 日程第2、同意第7号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の1ページをご覧ください。同意第7号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、福田淳一が令和3年5月31日をもって辞任したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別大東171番地の8。

氏名、山神勇二。

生年月日、昭和58年12月17日生まれの37歳でございます。

山神氏は、平成30年7月から令和3年3月まで、大空町高校魅力化プロジェクト検討委員会の委員長として、大空高校の開校に向けてご尽力をいただきました。子育て世代の代表として教育委員会委員に適任であると判断し

たところであります。このため、議会の同意を求めるものでございます。本人の経歴につきましては、参考資料の１ページに掲載をしてございます。ご覧をいただきたいと存じます。

提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第７号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第７号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第３ 議案第４２号

◇議 長 日程第３、議案第４２号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書３ページになります。議案第４２号、町道路線の変更について。

道路法第１０条第２項の規定に基づき、次の町道の路線を変更したいので、同条第３項の規定により議会の議決を求める。令和３年６月２２日提出、大空町長、山下英二。

記、１、変更する路線。

路線番号、３０８０。

路線名、２丁目線。

区分、新、起点、国道３９号交点。終点、町道旧空港連絡線交点。

区分、旧、起点、女満別本通４丁目１番１地先。終点、女満別中央３１５番地先。

等級、その他となります。

参考資料で説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料３ページをお開き願います。

議案第４２号関係、町道２丁目線路線変更説明図をご参照願います。上段に変更後、下段に変更前を示しております。

本路線は、昭和61年3月、町道認定されております。国道39号交点から変更後の終点であります旧空港連絡線までの間は、住宅等の張りつきがあり、通学や通勤、公共施設へのアクセス道路として多くの人々が利用しております。旧空港連絡線交点から終点は農業施設として土地利用が進み、施設利用者の道路利用に限定されております。

このことから、特定の利用者が通行している終点部について、農業施設及び土地利用の促進に寄与するため、町道を廃止するものです。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第42号、町道路線の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第43号

◇議 長 日程第4、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書5ページでございます。議案第43号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的、旧女満別幼稚園解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,457万円。

4、契約の相手方、大空町女満別西3条1丁目3番4号、株式会社河西組、

代表取締役、河西悟。

工事の概要等につきましてご説明を申し上げますので、参考資料５ページをお開き願います。

旧女満別幼稚園の園舎は、昭和４８年に建築され４７年が経過している鉄筋コンクリート造平屋建て、建築面積が１，１８３．５９平方メートルの施設であります。また、敷地内には屋外付帯施設として、屋外物置、飼育舎、屋外便所、遊具、フェンス、樹木等があります。

令和２年１０月１日に大空町認定こども園めまんべつが開園したことに伴い、女満別幼稚園を閉園したことから、現在、空き施設となっており、今後利用計画がないことから解体するものであります。

また、当敷地につきましては国有地であることから、施設等の解体後は更地にして国に返還する予定であります。

請負に係る入札につきましては、令和３年６月８日に指名競争入札により実施し、６月９日に仮契約を締結しております。また、工期は契約の日より令和３年１１月３０日までの予定としております。

工事請負契約にあたっての指名競争入札の指名業者につきましては、株式会社河西組、山洋建設株式会社北網支店、株式会社藤井建設の３者で入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社河西組が落札したところであります。契約の金額、６，４５７万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は、５８７万円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定となっております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第４３号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第44号

◇議長 日程第5、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。菅野生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書7ページでございます。議案第44号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的、女満別B&G海洋センター多機能化工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、7,986万円。

4、契約の相手方、大空町女満別西3条1丁目3番4号、株式会社河西組、代表取締役、河西悟。

工事の概要等につきまして、ご説明を申し上げますので、参考資料7ページをお開き願います。

女満別B&G海洋センターにつきましては、平成3年建設以来、これまでスポーツ施設としての活用が中心でしたが、スポーツ活動に加え、子どもから高齢者まで幅広い世代が多目的に利用できる地域コミュニティ施設として機能を拡充するため、多機能化の工事を行うものでございます。

工事内容につきましては、改修棟として、施設アリーナの赤外線暖房機交換、2階武道場につきましては、屋内遊具施設、床カーペット張り、パーテーション設置、照明LED化、防災倉庫新築などを行うこととなっております。

本工事に係る入札につきましては、令和3年6月8日に指名競争入札により実施し、6月9日に仮契約を行ったところでございます。また、工期は令和3年10月29日までとしております。

指名競争入札に係る指名業者につきましては、株式会社河西組、株式会社藤井建設、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社斉藤建設の4者により入札を執行いたしました。入札の結果、議案書に記載しておりますとおり株式会社河西組が落札したところでございます。

契約金額は、7,986万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、726万円となっております。

なお、当工事請負につきましては、議決となった後、本契約を締結する予定としております。

以上、提案理由のご説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第44号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第45号

◇議 長 日程第6、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書9ページになります。議案第45号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

記、1、契約の目的、開陽中央線改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億1,528万円。

4、契約の相手方、吉井・ダイナ経常建設共同企業体、代表者、大空町女満別東陽3丁目3番8号、吉井建設株式会社、代表取締役社長、郷右近英宣。

開陽中央線は、女満別地区と東藻琴地区とを結ぶ地域間連絡道路として重要な幹線道路であります。工事区間は、邑井線交点付近から朝日巴沢線交点付近までの約1,800メートルとなっております。本工事は、令和2年度621メートル、令和2年度繰越事業で100メートル、それぞれ表層舗装を除き改良工事を実施しております。

今回の工事内容といたしましては、改良工事400メートルに係ります道路土工、排水構造物、路盤工、防護柵工、大型視線誘導鏡など、舗装を除く工事内容となっております。工事は片側通行で行うことから十分な安全対策を図り、工事を実施します。

工事に係る入札につきましては、令和3年6月8日、指名競争入札により実施し、6月9日、仮契約を行ったところであります。完成工期につきましては、令和4年3月20日としております。

入札に係ります指名業者につきましては、船橋西川建設株式会社東藻琴支

店、吉井・ダイナ経常建設共同企業体、山洋建設株式会社北網支店の３者により入札を執行いたしました。入札の結果、吉井・ダイナ経常建設共同企業体が落札したところであります。契約の金額は、１億１，５２８万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は１，０４８万円となっております。

大空町議会定例会参考資料９ページ下段に工事箇所を掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、工事に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４５号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第４６号

◇議 長 日程第７、議案第４６号、大空町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。小堀総務課参事。

◇総務課参事 議案書の１１ページになります。議案第４６号、大空町自治基本条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年６月２２日提出、大空町長、山下英二。

別紙の内容について、これからご説明したいと思いますので、参考資料の１１ページをお開きください。

自治のあるべき姿と仕組みを定めました大空町自治基本条例は、平成２４年６月に施行されました。この条例を守り育て、実効性を高めるために大空

町民自治推進委員会を設置しておりまして、条例において4年を超えない期間ごとに見直し等について、委員会に諮問することとされております。

令和2年9月16日に町長が委員会に条例見直しの諮問をし、委員会にて運用状況の検証結果をまとめ、この審議を踏まえまして、令和3年3月24日に条例の見直しについて町長に答申されました。

その答申の概要ですが、情報共有、住民参加、行政運営に係る運用状況の検証を行いまして、現段階における改善すべき点としまして、①審議会等の会議開催の情報を事前に確実に行うこと、②審議結果や開示できる情報をホームページに掲載すること、③パブリックコメントに寄せられる意見は少数であるので、意見交換会への参加等と併用して効果的な組み合わせを検討すること、④公募委員が少ない状況であり、各審議会において積極的に公募対象とすることなどが挙げられますが、全体としましては条例に基づいた適切な運用がなされており、条例の趣旨が実情から乖離している部分は見受けられませんでした。

運用状況の検証に基づく見直しは必要ないものの、民法の改正や地方自治法の規定と重複する条文、また用語の使い方や文言の整理など、一部条例の見直しが必要であると判断がされたところです。

条例見直しの内容について、これからご説明します。改正後の条例と改正前の条例については13ページから17ページにあるとおりです。

まず第1条です。「町政運営の」という文言を「自治の推進に関する」に改めております。文言の整理ですが、第3条に自治を推進という文言があり、そちらを参考にしております。

続いて、第2条第1号、「町内に住所を有する人」を「町内に住所を有する人（以下「住民」という。）」に改めております。これは町民と住民の使い分けを図るものです。町民という文言で、大空町に住んでいる人のみを指す場合と、もっと広い意味で町内で働く町外の方なども含めて指す場合とが散見しています。そこで、大空町に住んでいる人イコール住民という形に明確に区別するものでございます。

続いては第4条、「前項に定める」を「前条に規定する」に改めております。前項というのは単純に前条の誤りですので、これを前条に修正しています。また、「に定める」を「に規定する」としたものは、これは法令上の一般的な文言として修正したものです。第1号に「町民主体の原則により行います。」とあるものを「ことを原則とします。」に改めております。これは第2号から第4号の表現に統一して修正したものです。

続きまして、第10条第2項、「で規定する」を「に規定する」に改めております。第4条の修正理由と同一となります。

続きまして、第11条第5項です。「満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として」とあるものを「次世代の担い手である青少年及び子どもは」に改めております。これは令和4年4月1日から改正民法が施行されますが、18歳未満を未成年としているため、このように修正したものです。

続いては第16条第1項第1号、「町民の意思」とあるものを「住民の意

思」に改めております。これは町民と住民の使い分け、先ほど説明したとおりです。

続いて、第18条第2項中の「一人ひとり」、これは後半のひとりが平仮名になっているところを漢字に改めております。公文書での表現に沿って修正したものです。それから第4項、「議会及び行政」を「町政」に改めております。これは第2条第3項で町政について定義付けがされておりました、それに沿った修正でございます。それから第6項、「また、議会及び行政との協働においても、その他権利行使にあたっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持ちます」とあるものを「自らの発言、決定及び行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます」というふうに改めております。これは内容は変わりませんが、表現の仕方を整理したものです。

続いて、第25条は削除となっております。これは地方自治法第89条に普通地方公共団体に議会を置くという規定があり、その規定と重複するために削除したものです。

続いて、第26条第1項に「選挙」とあるものを「住民の信託に基づき選挙」に改めております。削除した第25条の文言をこちらに持ってきております。第25条では町民の信託とありましたが、先ほど申し上げた町民と住民の区別、選挙権を持つのがあくまでも住民のみとなりますので、このような表現にしております。続いて、第2項に「共に」と漢字で書かれているところを平仮名にしております。これは公用文の表記に沿ったものです。

そして第25条を削除した関係で、この第26条を第25条としております。

続いて、第27条第1項、「町政運営の」とありますが、これを「自治の推進に関する」に改めております。これは第1条の修正と同様のものです。また、この第27条を第26条に繰り上げております。

第28条は第27条に繰り上げとします。

続いて、第29条、第28条に繰り上げたうえ、「町民の信託」とありますところを「住民の信託」に改めております。これも町民と住民の使い分けです。

第30条は第29条に繰り上げです。

そして第31条は削除としております。これも地方自治法第139条第2項に市町村に市町村長を置くという規定がありまして、こちらの規定と重複するため削除としております。

第32条は第30条に繰り上げて、第1項に「町長は」とあるところを「町長は大空町を代表し」と、削除した31条の文言を加えております。それから「町民の信託」とあるところを「住民の信託」に改めております。これも町民と住民の使い分けです。

続いて、第33条を第31条に繰り上げまして、見出しの「行政執行」を「行政運営」に改めております。また、第33条第1項にも「行政を執行する」とあるところを「行政運営を行う」と改めております。これは行政執行という文言が誤りでございまして、行政の定義として、町長ですとか教育委員会等の機関を指す言葉となっておりますので、これは執行ではなく運営と

修正しております。

続いて、第34条は第32条に繰り上げです。

第35条は第33条に繰り上げて、第1項にある「主権者」を「自治の主体」に改めております。これは第4条に町民が自治の主体というふうに定義しておりますので、整合性を図るために修正したものでございます。

続いては第36条は第34条に繰り上げたうえ、まず「策定」とあるものを「策定又は見直し」に改めております。第5項についても、「作成や見直し」をあるものを「策定又は見直し」に改めております。これは総合計画策定審議会条例においては、策定だけでなく見直しする際も審議会を設置することとなっておりますので、このような形に改めております。また、「町民の参加」を「町民参加」に改めております。これは文言の修正です。

続いて、第37条、第38条は、それぞれ2条ずつ繰り上げとしております。

第39条、「条例、規則及び要綱」に「等」を加えております。条例、規則及び要綱だけに限らないために等を加えたものでございます。第1項に「条例等体系」とあるものを「条例等の体系」と「の」を加えております。これは文言の修正です。続いて、第3項第2号の「要綱など」と平仮名で「など」とあるところを「等」に改めております。公用文の表記に沿ったものです。第3号、「行政の責任において」を「適正に」と改めております。これも文言の整理です。第4項は、「町の条例、規則、要綱等」を「条例、規則及び要綱等」に改めております。

第40条から第50条については、文言の修正等はありません。すべて2条ずつ繰り上げるものとなっております。

最後に附則として施行期日です。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上について、ご審議願います。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、大空町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号、大空町自治基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第４７号

◇議 長 日程第８、議案第４７号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書１５ページでございます。議案第４７号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年６月２２日提出、大空町長、山下英二。

議案書１７ページ、１８ページが改正条文でございます。

定例会参考資料１９ページから２３ページまでが大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、また、２４ページから２９ページまでは大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。

概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料の１９ページをお開きください。

税率を算定するにあたり、今後は、二つ目の表に記載してございます北海道が示す統一保険税率に合わせていく必要がございますが、この統一保険税率や１番上の表に記載してございます現行税率で試算しますと、国保税で賄うべき必要額より多く負担いただく試算となったことから、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課区分に応じた必要額を確保するため、現行税率に調整率を乗じ試算しました。医療分の税率を引き下げ、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率を引き上げ、賦課区分のバランスを考慮しながら試算した結果、必要額に対して不足が生じたことから、積み立てしている基金の一部を取り崩し、不足分に充てることといたしました。

５月３１日に開催しました大空町国民健康保険運営協議会からの答申を受け、本条例における税率の一部改正を行うものでございます。

２０ページをお開きください。上から一つ目の表が医療分の税率改正でございます。医療分の所得割額、均等割額、平等割額については、関係条文はそれぞれ第３条第１項、第４条、第４条の２第１号でございます。所得割額、現行６．５％を５．４６％に１．０４％引き下げ、均等割額、現行２万７，７００円を２万３，２００円に４，５００円引き下げ、均等割額、現行３万４００円を２万５，５００円に４，９００円引き下げるものでございます。限度額に変更はございません。

二つ目の表につきましては、医療分の特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額について記載してございます。関係条文は第４条の２第２号と第３号でございます。特定世帯とは、国保の加入者が７５歳に到達することにより、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、１人だけが残った世帯であって、国保の資格を喪失した日の属する月以後、５年を経過する月ま

での間による世帯をいい、平等割額の2分の1が軽減されるものでございます。また、特定継続世帯とは、特定世帯としての期間を満了した世帯が引き続き同じ状態である場合の世帯をいい、3年間に限り、平等割額の4分の1が軽減されるものでございます。特定世帯分平等割額につきましては、現行1万5,200円が1万2,750円に2,450円引き下がります。特定継続世帯分平等割額につきましては、現行2万2,800円が1万9,125円に3,675円引き下がるものでございます。

三つ目の表につきましては、後期高齢者支援分でございます。所得割額、均等割額、平等割額について、関係条文はそれぞれ第5条、第5条の2、第5条の3第1号でございます。所得割額につきましては、現行1.25%を1.37%に0.12%引き上げ、均等割額、現行7,900円を8,600円に700円引き上げ、平等割、現行8,600円を9,400円に800円引き上げるものでございます。限度額に変更はございません。

上から四つ目の表につきましては、後期高齢者支援分の特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額についてでございます。関係条文は第5条の3第2号と第3号でございます。特定世帯分平等割額につきましては、現行4,300円が4,700円に400円引き上がります。特定継続世帯分平等割額につきましては、現行6,450円から7,050円に600円引き上がるものでございます。

1番下の介護納付金分でございます。所得割額、均等割額、平等割額について、関係条文はそれぞれ第6条、第7条、第7条の2でございます。所得割額、現行0.7%を0.87%に0.17%引き上げ、均等割額、現行9,400円を1万1,700円に2,300円引き上げ、平等割額、現行6,000円を7,500円に1,500円引き上げるものでございます。限度額に変更はございません。

なお、介護納付金分につきましては、特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額の減額はないものでございます。

続きまして、21ページをご覧ください。21ページは、国民健康保険税の減額、7割軽減分についてでございます。国民健康保険税の減額につきましては、低所得者世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額と平等割額について、7割、5割、2割の軽減を行うものでございます。

一つ目の表につきましては、医療分でございます。医療分の均等割額、平等割額、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平等割額について、関係条文はそれぞれ第21条第1号ア、同号イ（ア）、同号イ（イ）、同号イ（ウ）でございます。均等割額、現行1万9,390円が1万6,240円に3,150円引き下がり、平等割額、現行2万1,280円が1万7,850円に3,430円引き下がり、特定世帯分平等割額、現行1万640円が8,925円に1,715円引き下がり、特定継続世帯分平等割額、現行1万5,960円が1万3,388円に2,572円引き下がります。

二つ目の表につきましては、後期高齢者支援金分でございます。後期高齢者支援金分の均等割額、平等割額、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平

等割額につきましては、関係条文はそれぞれ第21条第1号ウ、同号エ(ア)、同号エ(イ)、同号エ(ウ)でございます。均等割額、現行5,530円が6,020円に490円引き上がり、平等割額、現行6,020円が6,580円に560円引き上がり、特定世帯分平等割額、現行3,010円が3,290円に280円引き上がり、特定継続世帯分平等割額、現行4,515円が4,935円に420円引き上がるものでございます。

三つ目の表につきましては、介護納付金分でございます。介護納付金分の均等割額、平等割額について、関係条文は第21条第1号オと同号カでございます。均等割額、現行6,580円が8,190円に1,610円引き上がり、平等割額、現行4,200円が5,250円に1,050円引き上がります。

なお、介護納付金分につきましては、特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額の減額はございません。

22ページをお開きください。国民健康保険税の減額、5割軽減でございます。一つ目の表につきましては、医療分でございます。医療分の均等割額、平等割額、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平等割額について、関係条文はそれぞれ第21条第2号ア、同号イ(ア)、同号イ(イ)、同号イ(ウ)でございます。均等割額、現行1万3,850円が1万1,600円に2,250円引き下がり、平等割額、現行1万5,200円が1万2,750円に2,450円引き下がり、特定世帯分平等割額、現行7,600円が6,375円に1,225円引き下がり、特定継続世帯分平等割額、現行1万1,400円が9,563円に1,837円引き下がるものでございます。

二つ目の表につきましては、後期高齢者支援金分でございます。後期高齢者支援金分の均等割額、平等割額、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平等割額につきましては、関係条文はそれぞれ第21条第2号ウ、同号エ(ア)、同号エ(イ)、同号エ(ウ)でございます。均等割額、現行3,950円が4,300円に350円引き上がり、平等割額、現行4,300円が4,700円に400円引き上がり、特定世帯分平等割額、現行2,150円が2,350円に200円引き上がり、特定継続世帯分平等割額、現行3,225円が3,525円に300円引き上がるものでございます。

三つ目の表につきましては、介護納付金分でございます。介護納付金分の均等割額、平等割額について、関係条文は第21条第2号オ、同号カでございます。均等割額、現行4,700円が5,850円に1,150円引き上がり、平等割額、現行3,000円が3,750円に750円引き上がるものでございます。

なお、介護納付金分につきましては、特定世帯分平等割額と特定継続世帯分平等割額の減額はございません。

続きまして、23ページでございます。国民健康保険税の減額、2割軽減についてでございます。一つ目の表につきましては、医療分でございます。医療分の均等割額、平等割額、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平等割額について、関係条文はそれぞれ第21条第3号ア、同号イ(ア)、同号イ

(イ)、同号イ(ウ)でございます。均等割額、現行5,540円が4,640円に900円引き下がり、平等割額、現行6,080円が5,100円に980円引き下がり、特定世帯分平等割額、現行3,040円が2,550円に490円引き下がり、特定継続世帯分平等割額、現行4,560円が3,825円に735円引き下がるものでございます。

二つ目の表につきましては、後期高齢者支援金分でございます。後期高齢者支援金分の均等割額、平等割額、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平等割額について、関係条文はそれぞれ第21条第3号ウ、同号エ(ア)、同号エ(イ)、同号エ(ウ)でございます。均等割額1,580円が1,720円に140円引き上がり、平等割額、現行1,720円が1,880円に160円引き上がり、特定世帯分平等割額、現行860円から940円に80円引き上がり、特定継続世帯分平等割額、現行1,290円が1,410円に120円引き上がるものでございます。

三つ目の表につきましては、介護納付金分でございます。介護納付金分の均等割額、平等割額について、関係条文は第21条第3号オと同号カでございます。均等割額、現行1,880円が2,340円に460円引き上がり、平等割額、現行1,200円が1,500円に300円引き上がります。

なお、介護納付金分につきましては、特定世帯分平等割額、特定継続世帯分平等割額の減額はないものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することといたします。

適用区分といたしまして、附則第2項で改正後の大空町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしてございます。

本改正により、令和3年度におけます国民健康保険税は約8割の世帯が減額となり、約1割の世帯が増額、残りの1割が限度額超えにより変更のない世帯となる見込みでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第４８号

◇議 長 日程第９、議案第４８号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書１９ページでございます。議案第４８号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年６月２２日提出、大空町長、山下英二。

２１ページは改正文でございます。

改正の内容を参考資料３１ページの新旧対照表にて説明いたしますので、お開き願います。

昭和４９年に開園いたしました東藻琴幼稚園は、大空町東藻琴８１番地に位置し、長年にわたり町立の幼稚園として運営をしてきたところであります。令和３年１０月１日に保育園と幼稚園の機能を備える大空町認定こども園ひがしもことが開園することに伴い、幼稚園の役割が認定こども園に移行されることから、東藻琴幼稚園を閉園するため、条例の一部を改正するものです。このことにより、町内における町立の幼稚園はなくなることとなります。

新旧対照表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例です。改正の内容といたしましては、第１条中、「中学校、高等学校及び幼稚園」を「中学校及び高等学校」に改めます。

第２条中、「別表第４」を「別表第３」に改め、別表第４の幼稚園を削ります。

附則といたしまして、この条例は、令和３年１０月１日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第49号

◇議 長 日程第10、議案第49号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書23ページでございます。議案第49号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

25ページは廃止文でございます。

昭和49年に開園いたしました町立の東藻琴幼稚園は、令和3年10月1日に大空町認定こども園ひがしもことが開園することに伴い、幼稚園の役割が認定こども園に移行されることから閉園とするため、本条例について廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年10月1日から施行し、附則の日の前日までに、廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有することとします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第50号

◇議 長 日程第11、議案第50号、大空町立預かり保育所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書27ページをお開き願います。議案第50号、大空町立預かり保育所条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

29ページは廃止文でございます。

東藻琴幼稚園に入園し、保育を必要とする幼児の福祉の増進を図るため、預かり保育所を設置し、運営をしてきたところでございます。令和3年10月1日に保育園と幼稚園の機能を備える大空町認定こども園ひがしもことが開園することに伴い、預かり保育を認定こども園内において実施することから、本条例について廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年10月1日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、大空町立預かり保育所条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、大空町立預かり保育所条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時11分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第51号

◇議 長 日程第12、議案第51号、大空町立へき地保育所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書31ページをお開きください。議案第51号、大空町立へき地保育所条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

33ページは廃止文でございます。

昭和39年に開園いたしました東藻琴保育園は、大空町東藻琴81番地に位置し、幼児の健全育成と福祉の増進を図るため設置され、長年にわたり運営をしてきたところでございます。令和3年10月1日に保育園と幼稚園の機能を備える大空町認定こども園ひがしもことが開園することに伴い、保育園の役割が認定こども園に移行されることから、東藻琴保育園を閉園するため、本条例について廃止するものでございます。このことにより、町内における町立の保育園はなくなるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年10月1日から施行し、廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有することとしてございます。

以上、提案理由の説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第51号、大空町立へき地保育所条例を廃止する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、大空町立へき地保育所条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第52号

- ◇議 長 日程第13、議案第52号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

- ◇福祉課参事 議案書35ページをお開きください。議案第52号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

37ページは改正文でございます。

議会定例会参考資料33ページに大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例の概要を、34ページには大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料33ページをお開きください。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている小学校就学前子どもが保育所等を利用する場合の利用者負担額について、小規模住居型児童養育事業が里親と同じく、児童を家庭と同様の環境において養育する家庭養護であること等を考慮し、里親と同様に利用者負担を求めないこととするため条例の一部を改正するものでございます。

項目、保育料、関係条文につきましては、別表第4条関係でございます。本改正につきましては、保育料徴収基準額表(3号認定(3歳未満児))の各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分1に規定されている定義に、「小規模住居型児童養育事業を行う者」を追加するものでございます。

小規模住居型児童養育事業とは、里親や児童養護施設等で子どもの養育経

験がある者が養育者となり、さまざまな事情によって家庭で生活できない子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育する事業ですが、家庭において5、6人の子どもを預かり、子ども同士の相互交流を通して基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的としているものでございます。

町内におきましては、小規模住居型児童養育事業を行う事業所はございません。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第52号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第53号

◇議 長 日程第14、議案第53号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書39ページでございます。議案第53号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年6月22日提出、大

空町長、山下英二。

41ページは改正文でございます。

議会定例会参考資料35ページに大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要を、36ページには大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料35ページをお開きください。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の事業負担軽減を図る観点から、諸記録等の作成、保存簿について電磁的な対応を認めるため、条例の一部を改正するものでございます。

項目の一つ目は、目次でございます。雑則として第6章を追加するものでございます。

二つ目につきましては電磁的記録で、関係条文につきましては第49条でございます。本改正につきましては、家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる規定を追加するものでございます。

本町におけます家庭的保育事業を行う事業所はありません。

附則といたしまして、この条例は、令和3年7月1日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、大空町家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 5 4 号

◇議 長 日程第 1 5、議案第 5 4 号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 4 3 ページをお開きください。議案第 5 4 号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 6 月 2 2 日提出、大空町長、山下英二。

4 5 ページは、改正文でございます。

議会定例会参考資料 3 7 ページに大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の概要を、3 8 ページには大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 3 7 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、先ほど議案第 5 2 号で承認いただきました大空町広域入所に関する条例の一部改正と同様に、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている小学校就学前子どもが保育所等を利用する場合の利用者負担額について、里親と同様に利用者負担を求めないこととするための条例改正でございます。

項目につきましては、利用者負担額、関係条文につきましては、別表（第 3 条関係）でございます。別表におけます各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分 1 に規定されている定義に、小規模住居型児童養育事業を行う者を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第55号

◇議 長 日程第16、議案第55号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書47ページでございます。議案第55号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第3号)。

令和3年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,730万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億5,535万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

49ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に1,039万8,000円追加。16款、道支出金に4,868万4,000円追加。17款、財産収入に34万9,000円追加。19款、繰入金から1億8,845万5,000円減額。20款、繰越金に1億8,515万8,000円追加。21款、諸収入に2,117万3,000円追加。歳入合計は、7,730万7,000円を追加し、91億5,535万円とするものです。

50ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に2万1,000円追加。3款、民生費に212万8,000円追加。4款、衛生費から758万5,000円減額。6款、農林水産業費に5,452万9,000円追加。7款、商工費に1,646万2,000円追加。8款、土木費から1,130万1,000円減額。10款、教育費に2,240万5,000円追加。12款、職員給与費に64万8,000

0円追加。歳出合計は、7,730万7,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、56、57ページをお開き願います。なお、今回の財源調整のため、基金の繰り入れをやめるなど財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきますのであらかじめご了承くださいと思います。

2款1項7目、企画振興費の18節、全国過疎地域自立促進連盟負担金2万1,000円の追加は、令和2年度過疎対策事業債の確定により、負担割合が増となったことによるものです。

3款1項1目、社会福祉総務費の10節、消耗品など需用費から18節まで総額165万円の追加は、子育て世帯に対して生活を支援する特別給付金を支給するものです。

2項2目、児童措置費の12節、福祉医療システム改修委託料47万8,000円の追加は、医療費助成に係る所得判定などにおいて、税制改正に伴いシステムの改修が必要となったものです。

4款1項3目、環境衛生費の27節、簡易水道事業特別会計繰出金779万円の減額は、繰越金の計上などに伴うものでございます。

2項2目、し尿処理費の18節、浄化槽維持管理費助成金20万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けております浄化槽設置者に対しまして助成金を交付し、適正な維持管理を図ろうとするものでございます。

6款1項3目、農業振興費の14節、新規就農者技術習得管理施設等ネットワーク整備工事84万7,000円の追加は、メルヘン公園の管理施設にインターネット通信環境を整備するものです。次の11節、電話架設料11万1,000円、13節、インターネット回線接続料7万円の追加は、東藻琴農村環境改善センターに光回線による通信網を整備するものです。

58、59ページをお開き願います。18節、畑作構造転換事業補助金4,164万4,000円の追加は、甜菜の風害、湿害対策、馬鈴薯の病害虫被害を回避する抵抗性品種導入など、女満別町農業協同組合が行う事業に対する間接補助です。

7目、団体営諸土地改良費の18節、網走川地区国営造成施設管理体制整備促進事業補助金400万円の減は、その二つ下の事業、水利施設管理強化事業補助金に振り替えて行うものでございまして、事業費を精査し、464万4,000円を追加しているところでございます。一つ戻りまして18節、農業農村多面的機能支払交付金874万3,000円の追加は、交付金の算定基礎となる認定農用地の地目変更に伴うものでございます。

3項1目、水産業振興費の24節、網走湖環境改善対策基金積立金247万円の追加は、網走湖の環境改善と水産振興を図るため積み立てるものです。

7款1項1目、商工業振興費の7節、芝桜公園閉園協力金530万円の追加は、北海道の緊急事態宣言を受け、芝桜公園を閉園したことに伴いまして、関係事業者に対し、協力金としての対応を行うものでございます。一つ飛びまして18節、大空町プレミアム商品券事業補助金に798万2,000円、

次の大空町テイクアウト導入支援助成金に２００万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業者の経営安定と消費拡大を図るものでございます。戻りまして１０節、印刷製本費１８万円の追加は、テイクアウト導入支援助成金の周知に係る経費でございます。

２目、観光費の１８節、芝桜公園コガネムシ対策補助金１００万円の追加は、芝桜の植栽管理において対策が必要となっておりますコガネムシの駆除に要する経費です。

８款２項４目、道路新設改良費の２１節、支障物件補償費１１５万５，０００円の追加は、開陽中央線の道路整備にあたりまして支障となる電柱の移設に係るものです。

４項１目、下水道費の２７節、下水道事業特別会計繰出金１，２９５万６，０００円の減額は、繰越金の計上などに伴うものでございます。

６０、６１ページをお開き願います。７項１目、空港対策費の１８節、ふるさと教育チャーター事業負担金５０万円の追加は、航空会社にご協力いただき、大空高等学校の生徒を対象として、航空関係業務やマナーの講座、体験飛行などを行うものです。

中ほどの１０款４項１目、高等学校管理費の１０節、消耗品費１２万６，０００円の追加は、教職員用パソコンのメモリを増設するもの、次の光熱水費８万４，０００円は、女満別キャンパス野球場の電気料、水道使用料を追加するものです。２目、教育振興費の１２節、仕事図鑑作成業務委託料５０万円の追加は、地域内外の仕事を冊子にまとめ、進路や高校のＰＲ活動などに活用するものです。次の１８節、大空高等学校オープンスクール参加助成金５７万６，０００円の追加は、道外から参加する方の旅費の一部を助成するものです。４目、寄宿舍費の１３節、インターネット回線接続料３万６，０００円の追加は、大空高等学校寄宿舍の通信環境を改善し、利便性の向上を図るものです。

６項１目、社会教育総務費の１１節、電話架設料１１万１，０００円、次の１３節、インターネット回線接続料７万円の追加は、豊住交流センターに光回線による通信環境を整備するものです。

７項１目、保健体育総務費の１０節、修繕料３７万２，０００円、次の１７節、体育振興備品１６万５，０００円の追加は、大空高等学校女満別キャンパスを地域住民の利用を可能とする学校開放施設として活用しようとするもので、出入り口を改修するほか、備品としてスポーツミラー、鏡を購入するものでございます。２目、体育施設費の１０節、需用費からページ変わりました６２、６３ページ、１７節の備品購入費まで総額２，０３６万５，０００円の追加は、女満別Ｂ＆Ｇ海洋センターにおいて、災害時の避難所としての機能拡充などを図るため、防災資機材を整備するものです。

１２款１項１目、職員給与費の２節、給料、３節、職員手当等、総額６４万８，０００円の追加は、本年４月１日付け人事異動に係る一般会計と特別会計間の異動、さらには管理職への昇任に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので５４、５５ページをお開き願います。

１５款２項２目４節、子育て特別給付金給付事業費補助金１５０万円、次

の事務費補助金 15 万円の追加は、子育て特別給付金給付に係る国からの補助金です。

4 項 1 目 1 節、開陽中央線道路整備事業交付金 71 万 7,000 円の追加は、支障物件の補償に係る国の交付金です。

6 項 1 目 1 節、地方創生臨時交付金 803 万 1,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの交付金です。

16 款 2 項 4 目 1 節、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 300 万円の減額、次の農業農村多面的機能支払交付金に 655 万 7,000 円追加、畑作構造転換事業補助金に 4,164 万 4,000 円追加、水利施設管理強化事業補助金に 348 万 3,000 円の追加は、歳出で説明させていただきました、それぞれの事業に係る北海道の補助金です。

17 款 2 項 1 目 2 節、土地売払収入 34 万 9,000 円の追加は、国道 334 号改良工事に伴い町有林を売り払うものです。なお、参考資料の最後のページになりますが、39 ページでございます。箇所図を掲載しておりますので、参考としていただければと存じます。

議案書に戻りまして、54、55 ページでございます。中段の 19 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金から 1 億 3,580 万 6,000 円減額、次の 2 目 1 節、公共施設等整備基金繰入金から 485 万 4,000 円減額、6 目 1 節、網走湖環境改善対策基金繰入金から 220 万円減額、7 目 1 節、子ども未来づくり教育基金繰入金から 4,559 万 5,000 円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

20 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 1 億 8,515 万 8,000 円の追加は、繰越金全額を計上するものです。

21 款 4 項 1 目 1 節、立木補償費 117 万 3,000 円の追加は、先ほどの国道 334 号改良工事に係る町有林売払いに伴う補償費です。

次の B & G モデル事業助成金 2,000 万円の追加は、歳出で説明申し上げました B & G 海洋センターにおける防災資機材などの整備に係る公益財団法人 B & G 財団から助成金です。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 それでは、何点か教えていただきたいと思います。

57 ページのメルヘン公園管理費、新規就農者技術習得管理施設等ネットワーク工事。工事については進めていただいていると思いますが、令和 2 年度の利用状況、令和 3 年度の利用状況等について、分かれば教えていただきたいと思います。

それから 59 ページの網走湖環境改善対策基金積立金。基金を積み立てていただいていると思いますが、直近でこの基金を取り崩して網走湖のため、また漁業者のために何か活用したものがあれば教えていただきたいと思います。

それから芝桜公園閉園協力金ということで、このことはやむを得ないこと

だと思いますが、今後こういう事例が他のところでも起こらないとは言えないと思います。そういったときにはこういった協力金という形で対応するかどうか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

テイクアウトの導入支援助成金ということで、いろいろパンフレットとかチラシを作ってやっていただいています、いまひとつ理解していない町民の方もたくさんおられるので、この辺の制度について再度詳しく、ここで説明をしていただければと思います。

それから61ページの大空高等学校魅力化推進事業の中の大空高等学校オープンスクール参加助成金。私、恥ずかしいのですけれども、いまだに大空高校の生徒さんが道外から、また道内、管内、町内、どういう形で生徒さんがおられるのか。その内訳がよく分かっておりません。できれば、道外、道内、管内、町内の生徒さんの数を教えていただければと思います。参加助成金についてはいいと思いますが、この内訳について詳しく教えていただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

新規就農施設の令和2年度の利用状況は10件、14人でございます。令和3年度についてはまだ利用がないところでございます。

次に、網走湖環境改善対策基金積立金でございますが、この基金につきましては、直近では令和2年度に水産振興対策の補助金に一部取り崩して支出したところでございますが、今回、令和2年度分の取り崩し分を247万円、積み立てするもので、積立金については当初の積立額に戻したものでございます。それ以外に支出しているところはないところでございます。

次に、テイクアウト事業でございますが、コロナウイルスによります飲食店の休業ですとか、消費の減退に対しまして、町内飲食店の経営の安定化及び地域経済の活性を図るためにテイクアウト販売商品の割引額の全部または一部の助成をします。また、テイクアウトに伴います入れ物ですとかの資材につきまして助成するものでございます。限度額につきましては、容器等の梱包資材等の助成が上限10万円、商品割引につきましては同じく上限10万円で助成するものでございます。また、割引価格の助成につきましては、販売価格の2分の1、または300円を上限といたしまして助成するものでございます。また、繰越予算で第1弾として、この容器と商品割引に関します助成をしたところでございますけれども、今回、第2弾といたしまして、商品の割引に対する助成分につきましては、上限を10万円といたしまして予算の範囲内で助成を可能といたしまして、10万円、20件分ということで200万円を補正させていただいたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 三條議員のご質問の新規就農者施設の利用実績について、先ほど産業課長から説明がございましたが、当移住・定住支援室のほうでもお試し暮らしということで活用させていただいているところがございます。

令和２年度については、コロナの拡大ということで受け入れを全面休止いたしました。令和３年については、６月１５日から管内雄武町から２名が今、３カ月程度入っております。コロナの拡大ということも含めて、今、まん延防止措置がとられている７月１１日までは一応休止をして、それから道外からの受け入れを再開することで進めておりまして、現在、問い合わせが三重県、静岡県、東京都等、３件ほど問い合わせがありますので、コロナの状況を見ながら再開をしていきたいと考えております。

以上です。

◇議 長 田中総合支所長。

◇総合支所長 三條議員からの３点目のご質問の芝桜公園閉園協力金の関係についてでございます。

まず、閉園協力金につきましては、北海道に緊急事態宣言が発出され、５月１７日から閉園したことに伴いまして、公園本体の大幅な減収や短期従業員の雇用、公園内売店のほか、バス、タクシー事業者、観光関連事業者にも大きな影響を与えたということから、協力金をお支払いするものでございます。

今後、同様の閉園、閉館等があった場合はということでございますが、昨年、令和２年に公共施設等の関係で閉園させていただいた中でも、閉園協力金をお支払いしてございます。今後、同様の閉園等になった場合については、同様に協力金を支払うような形で予算措置させていただくこともあり得るかなと思っております。

以上でございます。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 ご質問のありましたオープンスクール参加助成金５７万６,０００円につきましては、７月に開催を予定しているオープンスクールへの道外の参加者に対しまして助成金を交付したいと考えておりまして、参加する中学生及び保護者１名分の航空機代金、それから宿泊代の２分の１を５万円を上限として助成するものでございます。

また、生徒数につきましては、１年生の入学者２９名のうち、道外からは７名の生徒にお越しいただいております。あと遠いところでは札幌のほうから１名、残りは管内の生徒ということで、町内は４名というような形の生徒数になっています。

参考までに昨年オープンスクールを行った際には、道外からは１０組の方に参加いただいております、そのうち４名の方が入学したという状況にな

っております。

以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第56号

◇議 長 日程第17、議案第56号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書69ページでございます。議案第56号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,664万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

議案書71ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、国民健康保険税から10万3,000円を減額。4款、繰入金から290万6,000円を減額。5款、繰越金に976万5,000円を追加し、歳入合計は675万6,000円を追加し、11億6,664万3,000円とするものです。

72ページをお開き願います。歳出です。

6款、国民健康保険事業費納付金から301万円を減額。9款、財政調整基金費に976万6,000円を追加。歳出合計は675万6,000円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明申し上げますので、78、79ページをお開き願います。

6款1項1目、医療給付費分の18節、納付金医療給付費分から157万8,000円の減額。2項1目、後期高齢者支援金等分の18節、納付金後期高齢者支援金等分から94万9,000円の減額。3項1目、介護納付金分の18節、納付金介護分から48万3,000円の減額は、いずれも令和3年度における国民健康保険連合会への納付金額の確定により減額するものでございます。

9款1項1目、財政調整基金費の24節、国民健康保険基金積立金に976万6,000円の追加は、令和2年度における繰越金を基金積立金として全額積み立てをするため増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、76、77ページをお開きください。

1款1項1目、国民健康保険税の1節から3節まで10万3,000円の減額は、令和3年度の税率で試算した結果、賦課区分における必要額がそれぞれ決定したことから、医療給付費現年課税分は1,275万9,000円を減額し、介護納付金現年度課税分は609万9,000円を増額し、後期高齢者支援金現年課税分も655万7,000円増額するものでございます。

4款2項1目1節、国民健康保険基金繰入金から290万6,000円の減額は、税率を賦課区分に応じて試算した結果、当初予算より減額となるものでございます。

5款1項1目1節、前年度繰越金に976万5,000円の増額は、令和2年度分からの繰越金によるものでございます。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第57号

◇議 長 日程第18、議案第57号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書81ページになります。議案第57号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,281万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

83ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款、繰入金から779万円を減額。3款、繰越金に831万円を追加し、歳入合計は52万円を追加し、3億2,281万1,000円とするものです。

84ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に52万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、90、91ページをお開き願います。

1款1項1目、職員給与等の2節、給料に7万7,000円、3節、職員手当等に42万8,000円、18節、負担金補助及び交付金に1万5,000円をそれぞれ追加しております。4月1日付け人事異動による対象職員の変更によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、８８、８９ページをお開き願います。

２款１項１目１節、一般会計繰入金から７７９万円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

３款１項１目１節、前年度繰越金に８３１万円を追加しております。令和２年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第５７号、令和３年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５７号、令和３年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第５８号

◇議 長 日程第１９、議案第５８号、令和３年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書９３ページになります。議案第５８号、令和３年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億８，８５２万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年6月22日提出、大空町長、山下英二。

95ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

5款、繰入金から1,295万6,000円を減額。6款、繰越金に1,302万6,000円を追加し、歳入合計は7万円を追加し、3億8,852万7,000円とするものです。

96ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に7万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、102、103ページをお開き願います。

1款1項1目、職員給与等、3節、通勤手当に7万円を追加しております。対象職員の勤務地の変更によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、100、101ページをお開き願います。

5款1項1目1節、一般会計繰入金から1,295万6,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

6款1項1目1節、前年度繰越金に1,302万6,000円を追加しております。令和2年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第59号

◇議 長 日程第20、議案第59号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。議案第59号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億6,890万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年6月23日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に1,074万2,000円追加。19款、繰入金に280万8,000円追加。歳入合計は1,355万円を追加し、91億6,890万円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に93万円追加。4款、衛生費に1,074万2,000円追加。6款、農林水産業費に148万8,000円追加。10款、教育費に39万円追加。歳出合計は1,355万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、10、11ページをお開き願います。

2款1項6目、財産管理費の12節、支障木伐採委託料に93万円の追加は、6月4日に発生しました暴風による倒木等の支障木を伐採するものです。

4款1項2目、予防費の各種疾病予防対策事業、総額1,074万2,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種実施などに要する経費です。

6款1項3目、農業振興費の農業構造改善センター管理費、総額148万8,000円の追加は、ひまわり温泉入浴施設でレジオネラ菌が検出されたことの対策として、滅菌装置を設置するなど、対応に要する費用です。

10款1項2目、事務局費の12節、支障木伐採委託料39万円の追加は、先ほどと同様に暴風により倒木した樹木を伐採処理するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、8、9ページをお開き願います。

15款2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,074万2,000円の追加は、ワクチン接種に係る国からの補助金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金280万8,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
2 番、三條議員。

◇三條議員 2 番。1 点だけ教えてください。

各種疾病予防対策事業の委託料。接種円滑化委託料の内容を教えてください。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書 11 ページの各種疾病予防対策事業の委託料でございます。

接種円滑化委託料 295 万 3,000 円の内訳でございます。まず、2 種類といいたすでしょうか、二つの委託がございまして、一つにつきましては、本日から隣の研修会館におきまして集団接種を実施しております。その会場におきまして、報償費、同じく補正予算で提案しております報償費につきましては、医療従事者の方、先生や看護師さん、それから本町の場合、町内の薬局の薬剤師さんが予診表の確認などにお手伝いをいただけることになってございまして、そういった方への報償費ということで組んでおりますけれども、そのほかに事務従事者、当然我々役場の職員は全課を挙げてローテーション組みながら事務を運営しているわけですが、さらに常時、やはり事務の補助もたくさんの人数が必要だということから、町内の民間企業から 3 名の派遣をいただいて、この集団接種の運営にあたっているというところでございます。そういった部分の接種円滑化委託部分として 95 万 3,000 円という予算になっております。

残り 200 万円ですけれども、そちらにつきましては、もともと今、個別接種を実施しております女満別中央病院、それから東藻琴診療所の個別接種で、それぞれ昼休みの時間などを割いてやっているといるということから、そういった部分の補填といいたすでしょうか、そういった時間外に要する費用ですとか、それから、その他もろもろ、やはり普段やっていない事をやっているものですから、かかり増し経費というものが掛かってまいりますので、そういった部分を接種円滑化委託として契約を結びながら委託料としてお支払いをしているところです。

加えまして集団接種会場を設置することによりまして、市町村が実施主体となりますと、さまざまな医療の資機材、それから消耗品、そういったものなどにつきましては、やはり中央病院にいろいろお世話になりながら、物をお借りしたり、提供していただきながら運営している状況でございます。そういったものをもろもろの費用を含めまして 200 万円をもととの予算にプラスをいたしまして、今回計上しているところでございます。

なお、この 200 万円という額は今、概算で組んでおりますけれども、これは接種を実施していった中で、どれだけのかかり増し経費が掛かったのか

というところでもって契約の内容を精査し、最後に精算というような形でお支払いしたいと現在は考えております。

以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第59号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21、発議第5号

◇議 長 日程第21、発議第5号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。8番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書1ページをお開きください。発議第5号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年6月23日提出。提案者は大空町議会議員、齋藤宏司、松岡克美の両議員です。

3ページは改正条文です。

詳細は、新旧対照表で説明いたしますので、参考資料の1ページをご覧ください。発議第5号関係、大空町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

大空町議会基本条例は、町民の皆さんにわかりやすい議会運営を目指し、平成24年に策定しました。この条例の目的が達成されているか検証を行い、条例の一部について見直しが必要であるとの判断に至りましたことから改正するものであります。

第4条第4項の改正につきましては、毎年開催しております議会報告会の

参加者が少ない状況が続いております。議会活動におきましては、より多くの町民の方から意見を聴くことは重要なこととありますので、各団体や次世代の担い手などを対象にした懇談会を開催し、町民と議会の関係をより近づけられるようにするため、「報告会」を「報告会又は懇談会等」に改めるものです。

2 ページになりますが、第 8 条第 2 項の改正につきまして、大空町議会会議規則の公布年に誤りがありますことから、「平成 1 8 年」を「平成 2 4 年」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第 5 号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 発議第 6 号

◇議 長 日程第 2 2、発議第 6 号、コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。5 番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5 番。議会側議案の 5 ページをお開きください。発議第 6 号、コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 3 年 6 月 2 3 日提出、提案者は大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員です。

7 ページでございます。この要望の内容であります、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への打撃が深刻化し、農業においても需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

なかでも小豆や乳製品は需要減少に伴う繰越在庫の増加が顕著で、対策を実施しているが生産量次第では在庫の積み増しが懸念されています。今後も農畜産物への影響が続くと地域経済にも大きな損失を与えるため、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体の対策関連予算の確保を要望するものです。

記、1、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、一層のインバウンド需要や観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みなどで、地域経済への影響が今後も懸念され、地域社会全体への影響は必至なことから、経済を活性化する対策の強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、コロナ禍による中食・外食需要の減退で農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化していることから、農畜産物需要の喚起を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号、コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第6号、コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 発議第７号

◇議 長 日程第２３、発議第７号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。５番、原本哲己議員。

◇原本議員 議会側議案の９ページをお開きください。発議第７号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出する。令和３年６月２３日提出、提案者は大空町議会委員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員です。

１１ページでございます。この要望の内容であります。北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることを求めるものです。

記、１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

２、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ＩＣＴ等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第７号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 報告第3号

- ◇議 長 日程第24、報告第3号、債権の放棄についてを議題とします。
山下町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

- ◇住民課長 議会側議案の13ページ報告第3号。

令和2年度の債権の放棄についてでございます。大空町債権管理条例第17条第2項の規定に基づき、議会にご報告申し上げます。

議案書15ページは、令和3年5月27日付けで町長から議長に提出いたしました公文書でございます。

内容については一覧表でご説明させていただきたいと思いますので、議案書17ページをお開き願います。

令和2年度債権放棄一覧表でございます。令和2年度の債権放棄件数は、1件でございます。

表の左から番号、1、債権の名称、水道料。

放棄の金額、1万9,300円。

放棄年月日、令和3年3月31日。

放棄の事由、大空町債権管理条例第17条第1項第4号に該当。徴収停止後履行させることが困難。

債務者数は4名でございます。

債務者4名につきましては、平成23年度から29年度にかけての水道料、合計1万9,300円を滞納しており、この間、督促状送付のほか、電話催促や訪問、面談等を実施しておりました。しかし、現在4名とも町外に居住しており、本人と折衝することができず、また、債権額が少額で徴収に要する費用に満たないと判断し、令和2年3月に徴収を停止したところでございます。徴収停止後1年を経過しましたが、今後においても履行させることが困難であると認められるものであります。

以上、報告第3号、債権の放棄についてのご報告とさせていただきます。

- ◇議 長 これで債権の放棄については終わります。

◎日程第25 報告第4号

- ◇議 長 日程第25、報告第4号、令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、令和2年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

林総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書 19 ページをお開き願います。報告第 4 号、令和 2 年度繰越明許費繰越計算書の報告について。

繰越明許費は、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用する歳出予算で、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

めくっていただきまして 21 ページにつきましては、6 月 1 日付けでの町長から議長への送付文でございます。

23 ページをお開き願います。令和 2 年度大空町一般会計繰越明許費繰越計算書です。国の補正予算、新型コロナウイルス感染症対策などとして実施する事業につきまして、令和 2 年度内に事業完了しないため、繰越明許費として議決をいただいた事業でございます。

2 款 1 項、移住・定住促進事業は、移住・定住の促進に係るホームページの作成に要する費用、表の中ほど、翌年度繰越額の欄の 275 万円。

次の安心生活支援事業は、新たな情報発信システムの構築に要する 4,500 万円。

2 項、コンビニエンスストア等収納事業は、町税などをコンビニエンスストア等で収納、キャッシュレス決済などが可能となる環境の整備に要する 2,204 万 4,000 円。

3 項、戸籍住民基本台帳管理事業は、戸籍住民基本台帳システム改修委託に要する 638 万円。

6 款 1 項、農業用施設維持補修事業は、農業用排水路の整備に係る 42 万 1,000 円。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、用水路の附帯設備更新などに要する 152 万 5,000 円。

7 款 1 項、新型コロナウイルス感染症経済対策事業は、事業者の経営安定、消費拡大を図るためのプレミアム商品券事業、テイクアウト導入支援事業に係る 1,190 万 7,000 円。

その下、藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業は、来園者向けの入園券発行などに係る 1,330 万円。

8 款 2 項、開陽中央線道路整備事業は、道路改良舗装工事などに要する 5,277 万 4,000 円。

9 款 1 項、災害対策事務費は、河川防災ステーションに隣接する用地の取得に係る立木補償に要する 60 万円。

10 款 1 項、GIGA スクール事業は、光回線によるインターネット通信環境の整備補助に要する 440 万円。

2 項、女満別小学校管理費から表の 1 番下、4 項、東藻琴高等学校管理費まで、総額 504 万 3,000 円は、学校の保健室などにエアコンを設置する費用につきまして、それぞれ繰り越したものでございます。

事業数 16 件、総額 4 億 5,860 万 7,000 円の予算額に対しまして、翌年度繰越額は 1 億 6,614 万 4,000 円でございます。

なお、財源の内訳としましては、国、道支出金が１億３，３８０万９，０００円、地方債２，１６０万円、一般財源が１，０７３万５，０００円となっております。

以上、一般会計において、令和２年度から令和３年度へ繰り越した事業内容の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和２年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午後 １時４１分)

(再開 午後 １時４１分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、これにて令和２年繰越明許費繰越計算書の報告については終わりますと宣言をいたしましたけれども、説明に漏れがありましたので、再度説明に戻ります。

提案理由の説明をお願いします。高島建設課長。

◇建設課長 ２５ページをお開き願います。令和２年度大空町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

１款、総務費、１項、総務管理費、改築更新事業でございます。繰越事業費につきましては、３，０４４万４，０００円となっております。

財源内訳といたしましては、地方債３４０万円、その他２，６９４万５，０００円、一般財源９万９，０００円となっております。

以上、報告させていただきます。

◇議 長 これで令和２年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第２６ 報告第５号

◇議 長 日程第２６、報告第５号、令和２年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書２７ページの報告第５号をお開き願います。

令和２年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料につきましては別冊で配付しております一般財団法人めまんべつ産業

開発公社の経営状況を説明する書類をご覧ください。

1 ページをご覧ください。令和2年度事業報告書でございます。中段になりますが、めまんべつ産業開発公社が実施しております目的を達成するための主な事業は、1、産業開発に関する事業。2、地場産品の販路開拓に関する事業。3、公共施設の維持管理等に関する事業。4、その他この法人の目的を達成するために必要な事業でございます。

2 ページをご覧ください。事業の内容につきましては、五つの区分となっております。はじめにⅠ法人会計及び実施事業会計の状況でございます。事業としましては、地場産品を活用した試作研究開発、販路拡大、イメージ商品の開発などを実施しております。1の法人会計では、役員会開催及び運営管理業務を行い、適正な法人運営に努めております。2の実施事業会計の(1)試作研究開発事業では、町内で生産されたトマト、ニンジン、野菜を使ったジュースや煮豆などの試作研究、トマトジャムの粘度安定化試験、佃煮、おかず味噌などのしじみ関連商品の試作研究、商品化、レトルトによる各種商品の開発、試作研究などを行っております。新しいものでは、新品種きたロッソを使用して砂糖、食塩、保存料ゼロの無添加茹豆として製品化いたしました。現在、札幌どさんこプラザ、ホクレンくるるの森などで販売されております。

2、情報調査収集事業における販路拡大等とイメージ開発事業では、販路開拓のための企業訪問や物産販売の実施、雑誌をはじめとする広告媒体への商品PR広告や記事の提供、各イベントへの出展による特産品販売等、商品PRなどを行っております。

次に、3ページから4ページに記載しております環境整備事業の状況でございます。事業としましては、公共施設の管理を受託しております。公共施設等管理事業、女満別空港消防業務の空港環境整備事業、女満別空港駐車場管理事業、自動車テストコース整備の産業環境整備事業の4事業を実施しております。1の公共施設等管理事業は、各学校等の施設管理業務や給食調理業務などの五つの業務を行っております。2の空港環境整備事業は、女満別空港消防業務となっており、令和3年3月1日から業務管理者が北海道から北海道エアポート株式会社に変更となっております。3の女満別空港駐車場管理事業につきましても、令和3年3月1日から管理者が北海道エアポート株式会社に変更になっており、今まで駐車場料金の収入で運営していましたが、3月からは管理委託の業務として受託しております。また、ページをめくっていただきまして、4ページの駐車場料金の収入の実績につきましては、昨年度より5,612万円減の前年比31.8%で、2,622万円の収入となっております。新型コロナウイルス感染症の急増による航空機利用者の激減が売り上げ減少の要因となっております。4の産業環境整備事業ですが、自動車テストコースの作成整備、維持管理業務等、試験車両管制業務を行っております。

次に、4ページから5ページにかけまして、Ⅲ特産品収益事業の状況について記載しております。事業としましては、農産加工商品の製造販売、地場産品の販売に係る収益事業でございます。公社では、研究開発をした農産加

工商品の製造販売のほか、地場産の特産品、農産物の販売を行い、消費者ニーズに合った品ぞろえを目指した店舗運営に努めております。また、メルヘン観光交流センターのキッチンほのかやめんやでは、地場産食材を中心に定食やカレー、ピザなどを販売して消費拡大や食材のPRにも努めているところです。5ページの1、特産品製造事業につきましては、製造数を記載しております。サラダ、ニンジンジュースなどは、在庫を見ながら調整して製造しているところです。2の地場産品提供事業になりますが、アンテナショップほのか、令和2年度の売り上げにつきましては、前年比89.6%の1億7,312万円にとどまっております。アンテナショップほのか空港店でございますが、前年比44.7%の2,333万円の売り上げで、特に新型コロナウイルスの影響を受けて大幅減少となっております。続いて、キッチンほのか、めんや、ともに令和2年度の売り上げは前年比約70%前後で、同様に新型コロナウイルスの影響により30%の減少となっております。

次に、ページを開いていただきまして6ページ、指定管理運営事業の状況でございます。事業といたしましては、町より受託しておりますメルヘン公園の指定管理事業でございます。1の業務内容になりますが、メルヘンカルチャーセンター、多目的広場、新規就農者技術習得管理施設、温室、体験農場、駐車場などの管理運営業務となっております。2の施設管理実績になりますが、施設管理におきましては、光熱費等の節約と新型コロナウイルス感染症及びノロウイルス等の病原菌蔓延防止に努めたところでございます。また、メルヘン公園全体の利用人数は、令和元年度1万1,841人に対して、令和2年度は6,604人と新型コロナウイルスの影響で休館にしたことやイベントの中止、規模縮小などにより、施設の利用者は大幅な減少となっておりますが、施設の利用料は293万円で昨年比3%と小幅の減少となっております。

7ページの中段をご覧くださいと思います。V指定管理運営事業IIの状況でございます。事業といたしましては、町より受託しております、ひがしもこと乳酪館の指定管理事業でございます。1の業務内容になりますが、乳酪館は地場で生産される牛乳を活用して、乳製品の開発、製造、体験等を通じた都市との農村交流を行う施設として利用者へのサービスの向上に努め、利用しやすい施設の運営に努めております。2の施設利用、販売実績になりますが、施設管理にあたっては、水道光熱費の節約と乳製品の販路拡大に努めております。大空町ふるさと応援寄附金の返戻品として、チーズの取り扱い例年と同程度を推移しており、今後も期待しているところでございます。また、東藻琴高校と連携した東高マルシェへの出店、販売等で商品販売とPRに努めております。また、令和2年度の入館者は1万782人の前年比49.5%、乳製品等販売収入は合計5,921万円の前年比86.2%と新型コロナウイルスによる来訪者の減に伴い、売り上げが減少しております。

10ページから21ページにつきましては、一般会計、各特別会計5会計の決算関係の総括表等を掲載しております。令和2年度めまんべつ産業開発公社の収支につきましては、11、12ページの正味財産増減計算書をご覧ください。ローマ数字のI、一般正味財産増減の部、1、経営増減の部、(2)

経常費用、当期経常増減額の当年度の額は、次の１２ページの中ほどより少し下になりますが、マイナス３，０５１万８，６７１円で、赤字決算となっております。新型コロナウイルス感染症により販売、利用額の減少が大きく影響した結果となっております。

その下になりますが、２、経常外増減の部、（１）経常外収益、什器備品売却益の１１２万２，５０３円は、空港駐車場の管理が北海道エアポートに移行されたことに伴い、備品の売却を行ったものです。

また、その下、（２）経常外費用、雑損失の当年度が６，４２５円ありますので、表の下段、ローマ数字のⅢ、正味財産期末残高の当年度は、前年度対比２，９４０万２，５９３円マイナスの９，３３５万４，９９６円となっております。このため、次の１３ページの財産目録の下から５行目にございますとおり、日本政策金融公庫から３，０００万円の長期借入れを行ったものでございます。

２４ページから４２ページにつきましては、令和３年度の事業計画書、収支予算書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、めまんべつ産業開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは令和２年度一般財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第２７ 報告第６号

◇議 長 日程第２７、報告第６号、令和２年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

◇総合支所長 議会提出議案書の２９ページでございます。報告第６号、令和２年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況について。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

資料は別冊でお配りしております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況を説明する書類の１ページから１３ページでございます。

はじめに１ページから２ページの事業報告でございますが、令和２年度につきましては、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第３７回芝桜まつりを次年度に延期するとともに、芝桜開花期間中は、公園全体を閉園いたしました。キャンプ場につきましては、７月から２カ月間、感染拡大防止対策をとったうえでオープンいたしましたが、利用者数は５８３人と前年度の４８．３％に減少しております。また、平成２３年度に開始いたしました温室でのイチゴ栽培につきましては、令和２年７月３１日をもって終了したところでございます。２ページに部門別取扱概要を記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

次に、３ページから１０ページの収支決算の状況でございますが、芝桜開

花期間中の閉園により、国の持続化給付金や町からの休業要請協力金、各種補助金などの収入があったものの、年間総売上額の9割近くを占める芝桜まつり期間中の入園料収入などが皆無となりましたことから、3ページ下段に記載のとおり、長期借入金として、国から3年間無利子の新型コロナウイルス感染症対応資金1,000万円を借り入れしております。単年度収支では、5ページの下段に記載のとおり、694万716円の純損失となり、令和元年度の繰越利益剰余金と合わせますと、令和2年度末の繰越利益剰余金は、7ページ上段に記載のとおり、579万2,026円に減少してございます。当期末定期剰余金につきましては、次期に繰り越すこととしてございます。

次に、11ページから12ページの令和3年度事業計画でございます。新型コロナウイルス感染症が収束しない中、感染防止対策を徹底したうえで5月3日から開園いたしました。全国的な感染の再拡大による緊急事態宣言の発令により5月17日から閉園することといたしました。5月16日までの入園者数は1万239人で、令和元年度全体の7万1,229人に対し、14.4%となっております。

13ページに令和3年度の収支計画が記載されておりますが、閉園する前の計画内容となっております。芝桜満開時期の閉園により、令和2年度に引き続き厳しい経営状況になることが見込まれますが、町の誘客促進業務委託料のほか、各種補助金等の活用により、令和4年度に向けた新たな誘客促進に努めるとともに、雑草除去の強化や芝桜の計画的な更新補植、令和元年度から大発生しているコガネムシの駆除に力を入れていくこととしてございます。

以上で令和2年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和2年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第28 報告第7号

◇議 長 日程第28、報告第7号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第7号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和3年2月分から令和3年4月までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、2月分につきましては3月19日、3月分につきましては4月23日、4月分につきましては5月20日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 発言の機会をいただきました。まずもってお詫びを申し上げたいと思います。今回の提案議案、また併せました参考資料、途中で誤りに気づき、差し替えを行ったところでありますけれども、その作業手順も間違えて、皆様に大変ご迷惑をお掛けいたしました。内部の話を申し上げますと、今回の国民健康保険税条例の改正にあたって内部協議をいたしてまいりましたけれども、当初からつまずきの連続でございました。なかなか、その方向性、方針が内部の協議の中でも決まらず、一度、国民健康保険運営協議会のご案内を差し上げておりましたけれども、日程を延期するということがございました。さらに運営協議会の中でも、説明といいましょうか、求められた資料などに十分応えきれないというところもございました。さらにその後、議会にお諮りをしていく中で、常任委員会等にもご説明をいたしましたけれども、私どもが指示しました十分な資料提供というところもできない中で、なんとか説明をしてきたというところがございました。そんな中で議案の誤りを発見いたしまして、差し替えということの仕儀に相なったところでございます。

私は職員に、私の経験上、こういった仕事で当初つまずいてしまうと、結果、それが後にいろんな影響を及ぼして、さらに、そのつまずきを繰り返してしまうことになる、この議会にお諮りをする中で、最後まで気を抜かずに、しっかりと対応するようにということを注意いたしましたけれども、そのときにはもうすでに皆さんの手元にお配りをした議案の差し替え作業が終わっていたということになってしまいました。私の注意をするタイミング、非常に遅かったなど、そのように改めて反省をしております。

今回のことは、例えば条例改正に伴うその理解力でありますとか、その構成上のテクニックといったら失礼ですけれども、問題だとか、そういうことではなくて、でき上がったものをしっかりと差し替えをさせていただくという、そういう作業であります。それをいかに丁寧に行うか、気配りを持って対処するかということができれば今回のような誤りはなかったように私は感じます。それができていないというのが今の私どもでございます。大いに反省をしなければならないと、そのように改めて心に思ったところであります。

緊張感が足りないというのが、この議会で皆さんにも分かってしまったことだろうと思います。私も厳しく対処してまいりますが、また皆様からも、

こういう点について厳しく、これからもご指摘をいただきますように、この機会にお願いを改めて申し上げたいと存じます。大変申しわけありませんでした。

今日は6月23日ということでございます。あとひと月もするといろいろ議論がありました東京オリンピックが開催されるのだろうと思っております。いろいろな報道を見ておりますと、前までは開催するべきかどうかという議論でしたけれども、今は観客の数でありますとか、それぞれの感染防止対策をどのようにするかということが主流になってまいりましたので、開催されるものと思っております。

ただ、日本、世界中の方々がみんな諸手を挙げて、これを歓迎できる状況にないというのが残念だなと、そのように思っております。私どもは東京まで駆けつけて応援をするというわけにはまいりませんけれども、開催されるのであれば、テレビの画面の前で応援をしていきたいと、そのように思っているところであります。

このコロナウイルスでありますけれども、大空町においては5月17日から個別接種という形態で町民の方々のワクチン接種が始まりました。今日からは集団接種ということで、研修会館でも行わせていただいております。ただ、この収束というものはまだまだ見えておりません。また、今回、ワクチン接種のお願いをしておりますけれども、この効果というものがどこまで続くのか、まだ、そのところも判然としない状況があります。ひょっとしたら来年の今頃もまだ、私たちはまた2回目のコロナワクチン接種ということで右往左往しているのかもしれないなど、そんな不安もあるところであります。早く平常にといいましょうか、正常にといいましょうか、また、その穏やかな日常に戻る日を何とか皆さんとともに今できることを取り組んでいきたいと、そのように思っております。

そういった中、今回の議会の中で、さまざまな一般質問やご指摘の中で考えさせられたことがございます。今は目の前のコロナ対策ばかりのように移ってしまいがちですけれども、議会議員皆さん方のご発言の中からは、そのコロナの後を見据えた対策を今考え、そして行動に移しておかなければならないというご発言が随所にあったように思っております。課題は決してなくなっているわけではなくて、まだまだ町内にはたくさんあるということだというふうに改めて感じたところであります。今まで緊急事態宣言なども出て、私自身も行動という形で起こすことはできませんでしたけれども、少しは動くことができるようになってきたのかなと思っております。この数カ月間考えておりましたさまざまな課題の解決に向けて、また、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

私に与えられました任期、この期間、一生懸命努力をして、そのコロナ後の社会というものの見通しを立てていきたいと、そのように思います。今後もしもご指導いただきますようお願いを申し上げ、また今回の議会に対するお礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 以上で令和3年第2回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲

れさまでした。

(閉会 午後 2 時 1 0 分)